橋ノ労役場留置処分ニツキ同法第十八条訴控費用ノ点ニツキ刑事訴訟法第百八十一条第一項ヲ適用スル。（以下省略）

(二) 右ノ原審判決ニ対シ被告人浜田、同櫛井ハ訴訟ヲ為シタルモ（控訴趣意ハ控訴趣意書記載ノトオリ）、本件控訴ハ論旨ニ理由ナキトノ故ヲ以テ、何レモコレヲ棄却セラレタリ。

(三) 然レドモ本件ニ関シコレヲ考ウルニ、船長高山善次郎ハ本件ノ第一責任者トシテ分配金モ九万一千円ヲ受領シ、何等弁済ノ事実無キニモ不拘、何等ノ処分モ受ケズ、今コレヲ本件記録ニツキ検討スルニ、（昭和二十五年四月十一日証人高山善次郎ノ証言記録）

問、証人ガ貰ッタ分前ハ九万一千円ニ相違ナイカ、

答、ハイ相違アリマセン。

問、証人ハ油ノ横流シニ検事ノ取調ヲ受ケタカ、

答、ハイ検事ノ取調ヲ受ケマシタ。

問、ドンナ処分ヲ受ケタカ、

答、マダ何ノ処罰ヲ受ケテ居リマセン。

トアリ、

如斯キハ所謂公正妥当ナル裁判ニ反シ憲法ノ精神ニ悖リテ刑ノ量定ヲ為シタルモノト謂ワザルベカラズ。

(四) ココニ於テ被告人両名ハ、新憲法ノ精神ニ合シタル御判決ヲ賜ワランコトヲ切望シ、上告ニ及ンダ次第デアル。

以上

昭和二六年(れ)第二二三一号

判決

本店　東京都千代田区神田神保町三丁目八番地
支店　大阪市浪速区栄町四丁目一〇番地
（旧商号昭和タンニン工業株式会社）
日本ベルト株式会社
右代表者取締役
松本松蔵

本籍並びに住居　大阪府堺市出島浜通り九番地
会社員
中川渡
明治三六年一月一七日生

本籍並びに住居　大阪市住吉区浜口町三九六番地
皮革製作下請負業
渡辺綱治
明治二九年九月二五日生

本籍　大阪市浪速区栄町四丁目二二番地
住居　同市同区鷗町三丁目九番地

一〇月三一日判決　昭和二六年(れ)第二二三一号

靴革原料商
本籍並びに住居　大阪市阿倍野区天王寺町二五八六番地
皮革仲介業
松川清　大正二年三月八日生

本籍　熊本県玉名郡大野村下前原一〇七六番地
住居　大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目八九番地
会社員
坂田喜作　明治三九年二月二〇日生

本籍　熊本県玉名郡大野村下前原一〇七六番地
住居　大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目八九番地
会社員
杉本正義　明治三六年一一月三日生

右日本ベルト株式会社、中川渡に対する物価統制令違反、渡辺綱治に対する物価統制令違反、同幇助、松川清に対する物価統制令違反、贈賄、坂田喜作に対する物価統制令違反幇助、贈賄、杉本正義に対する収賄各被告事件について、昭和二六年六月三〇日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、各被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決（被告人杉本正義に関する部分を除く）を破棄する。

物価統制令違反及び同幇助の公訴事実につき被告人杉本正義を除く各被告人を免訴する。

被告人松川清及び同坂田喜作を各罰金二千円に処する。

被告人松川清及び同坂田喜作において右罰金を完納することができないときは金五百円を一日に換算した期間右被告人を労役場に留置する。

被告人杉本正義の上告はこれを棄却する。

理由

弁護人菅生謙三、同上辻敏夫の上告趣意は後記のとおりである。

職権をもつて調査するに本件物価統制令違反及び同幇助の罪については昭和二七年四月二八日政令一一七条大赦令一条八七号により大赦があつたのである。よつて原判決は被告人杉本正義に関する部分を除きこれを破棄し右罪につき被告人杉本正義を除く各被告人を免訴するから弁護人の上告趣意中本件物価統制令違反及び同幇助に関する部分については判断を示さない。

弁護人の上告趣意中本件贈収賄に関する論旨は理由不備又は理由齟齬の主張であつて上告適法の理由に該らない。又本件贈収賄の点につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて原判決の確定した判示第五の事実に法律を適用すると被告人松川清及び同坂田喜作の同所為は各刑法六〇条一九八条一九七条一項（但罰金刑については犯行後昭和二三年法律二五一号二条一項三条一号により刑の変更があるから刑法六条一〇条により軽い行為時法による）に該当するところ所定刑中各罰金刑を選択しその金額の範囲内で右被告人をそれぞれ主文第三項掲記の罰金に処し、刑法一八条により右罰金を完納することができないときは金五百円を一日に換算した期間右被告人を労役場に留置すべく又被告人杉本正義の上告は理由がないからこれを棄却すべきである。

一〇月三一日判決　昭和二六年(れ)第二二三一号

よつて刑訴施行法二条、三条の二刑訴四一一条五号、旧刑訴四四八条、四五五条三六三条三号、四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　吉河光貞関与

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(れ)第二二三一号

弁護人菅生謙三、同上辻敏夫の上告趣意

右各事件について上告の理由を明示するに当り、

原判決摘示事実中、(一)被告会社及び被告人中川渡に関する革ベルトの販賣並びに被告人渡邊綱治の同上幇助の点、(二)被告人渡邊綱治及び被告人松川清に関する大型半張の賣買の点を第一とし、同じく原判決摘示事実中被告人松川清の牛茶利革の買入並びに被告人坂田喜作の同上幇助の点を所謂不当価格に関する論点として第二とし、原判決摘示中被告人松川清及び被告人坂田喜作の贈賄並びに被告人杉本正義の収賄に関する部分を第三として各論点を分ちて陳べることゝする。

被告人　日本ベルト株式会社
（舊昭和タンニン工業株式会社）

同　中川渡

同　渡邊綱治

同　松川清

同　坂田喜作

同　杉本正義

第一革ベルト、大型半張について。

第一点　原判決には理由不備又は擬律錯誤の違法あり。

原判決は判示第一として被告人中川渡が被告会社の取締役兼大阪支店営業部長として被告会社の業務に関し

(一)　昭和二十二年九月六日頃から同年十月十日頃迄の間三回に亘り皮革ベルト一号單革合計千三百五十米を物價庁長官指

定の製造業者の販賣額の統制額を合計三十九万六千余円を超過する代金合計五十一万六千二十円で

(ニ) 同年十二月皮革ベルト單革二千百五十米を前同統制額を三十二万七千余円を超過する代金合計四十一万二千六百二十八円でそれぞれ販賣したものであり、判示第二の(一)として被告人渡邊綱治がその際その情を知りながら右中川のため販賣の周旋をして犯行を容易ならしめて幇助したものであるという事実を認定して、物價統制令の該当法条と昭和二十二年五月二十九日物價庁告示第二百五十四号を適用しているけれども、同告示には判示事実にいう様な「皮ベルト一号單革」なるものは全然存在しない。

従つて原判決はこの点について適用すべからざる告示を適用したものであつて、擬律錯誤の違法があるものと斷ぜざるを得ない。仮に同告示中にある「皮ベルト一種單革」なるものを以て判示にいう「一号單革」に該当するものとしても、右一種單革には四種別が規定されていてそれぞれ統制額を異にするから、右告示を適用せんが為には本件の皮ベルトがその四種類中の何れに該当するかの事実を確定するに非ざれば之をなし得ないこと明白であるが、原判決はこれをしていない。従つて此の点についても理由不備又は擬律錯誤の違法を免れないものと確信する。

第二点　原判決には同じく理由不備又は擬律錯誤の違法あり。

即ち原判決は被告人渡邊綱治の判示第二ノ(ニ)として、同被告人が松川清に對して

(イ) 昭和二十一年十二月末頃から昭和二十二年十月十五日頃迄の間十回に亘り大型半革四万二千足を所定統制額を合計二百十万四千余円超過する代金合計二百三十五万五千円で

(ロ) 昭和二十二年十二月二日大型半革三千足を右統制額を十九万七千余円超過する代金二十四万円で

(ハ) 昭和二十三年一月十五日大型半革五千足を右統制額を三十七万九千円超過する代金四十五万円で

それぞれ販賣したものであるという事実を認定して物價統制令の各該当法条並びに昭和二十年四月五日農林商工告示第

二百十八号を適用しているけれども、

(1) 同告示には大型半革なるものは全然存在せず従つて、判示事実に對して同告示を適用したのは擬律錯誤である。

(2) 仮に同告示中（三七）大型半張革を以て右判示に所謂大型半革であると解しても右には次の様な違法がある。即ち判示は(イ)の半張革については統制額を一足金六円弱と判定して居り

(ロ)の半張革については同じく統制額を一足金十四円三十銭と判定して居り

(ハ)の半張革については同じく統制額を一足金十四円二十銭と認定して居り

(ロ)(ハ)について統制額が判示の如くそれぞれ異る理由を判文上並びにその援用する全証拠を以てしてもこれを肯認することが出来ず、此の点だけを論じても原判決は理由不備の譏りを免れない。而も右告示には半張革の統制額として金六円弱、金十四円強、金十四円二十銭の何れをも規定したものなく、結局原判決が判示する統制額が何れに由来するか知るに由なく擬律錯誤の違法を免れない。

(3) 右の如く正しい統制額を確定することなくしては物價統制令第三十三条、第三条を適用することは法律上不能である。

何となれば同令第三十三条は但書に於て、同令第三条の場合に於て違反に係る價格等の金額と統制額との差額又は之に相当する金額が十万円を超ゆるときは罰金は当該差額又は金額の三倍以下とする旨定められてあり、結局「超過額の三倍」なるものが当該違反行為に對する「罰金の法定刑」をなすものであるから、同令第三十三条の違反として処罰する為には「法定刑の確定」の必要上正確なる「超過額」を認定しなければならず、「正確なる超過額」を確定する為には「正確なる統制額」を確定しなければならないものであることは論理上明白であるといわなければならない。

超過額の確定が正確でない場合は法定刑が確定しないのであるから、超過額の認定の誤りは即ち判決に影響を及ぼす

こと明白（此の場合は所謂規範的な影響を及ぼすもの）であるから、かゝる法律の錯誤は当然に破毀を免れないものである。

第三点　同じく理由不備又は擬律錯誤の違法

被告人松川清に對する判示第三の(ニ)についても右第二点に陳べたと全く同一の上告理由がある。

即ち同被告人は

(イ)　昭和二十一年末頃から昭和二十二年十月十五日頃迄の間、松川清春外二名に對して大型半革合計四万一千足を所定統制額を二百九十三万八千余円超過する代金合計三百十八万五千円で

(ロ)　昭和二十二年十二月二十三日堀尾永治郎に對して大型半張革五千足を右統制額より四十三万九千余円超過する代金五十万円で

(ハ)　昭和二十三年一月十五日松川清春に對して大型半張革四千足を右統制額を三十八万三千円を超過する代金四十四万円で

それぞれ販賣したものであると判示して、前掲渡邊綱治の判示所為に對して適用したると同一の法令を各適用したのであるが、

(1)　同告示中には大型半革なるものの存在しないこと。

(2)　(イ)についてはその統制額が一足六円強、(ロ)については同上十二円二十錢、(ハ)については同上十四円二十五錢の認定の根拠なく、

(3)　同告示中にはその何れの統制額も存在せず、

(4)　右の違反は物價統制令第三十三条、第三条の適用上法定刑の範圍を確定し得ず、従つて判決に影響を及ぼすものとし

て破毀を免れ得ないものであることは全く第二点に陳べたと同一であるから詳述を避けるものとする。

第四点　同じく理由不備又は擬律錯誤の違法

原判決が適用している昭和二十二年五月二十九日物價庁告示第二百五十四号に所謂第一種單革ベルト及び昭和二十年四月五日農林、商工省告示第二百十八号に所謂大型半張革とは、主務官庁の発行する需要者割当証明書（クーポン）により割当てられた資材であるベルティングバット丸革又は縁頭革から指定製品として指定数量を裁斷したものであることは原審証人千島茂及び黒田俊雄の各証言並びに本件記錄中に添綴せられているクーポンの各寫の各記載内容に徴し明らかなところであるのみならず、臨時物資需給調整法並びに物價統制令の下に綜合的に運営せられている皮革に関する統制制度上自明のところである。

しかも叙上の各証拠に本件記錄中にある商工省生活物資局長及び物價庁第四部長の各証明書寫の記載内容並びに物價庁長官からの各地方庁宛の統制額決定に関する権限委譲の通牒寫の記載内容を綜合考覈すれば、割当の資材から指定製品を指定数量裁斷した殘分は所謂端革と稱し、物調法並びに物統令の関係に於ては中央の告示と別個の價格体系をなして居ることが明認出来るのであつて、この間の事情に通じている関係各被告人等は第一審以来本件取引物品が右の端革から製品化された所謂端革製品として、統制外のものであることを終始主張して居ることは本件記錄に徴し明らかであるのに拘らず、原審はこの点につき特に東京に出張して前記各証人につき前掲各証拠書類を資料として直接詳細に取調べをなして居りながら、この点に関する何等の判斷をなさず、漫然前記各告示を適用して居ることは明らかに審理不盡か、或は理由不備のそしりを免れない。

仮に百歩を譲り原審の見解が本件取引物品が所謂端革製品であろうがなかろうが、製品自体として一定の規格のものである以上、前記各告示の適用を免れないものとしていると仮定しても関係各被告人等はこれを統制外のものと解し、右各

告示の適用を受けないものと確信して取引して居つたもので、獨り被告人らのみならず一般取引界もその確信を以て取引していたものであり、しかもかく信ずることが前記各証拠方法により明認せらるゝ（前記皮革に関する統制の実況に照し（物價庁長官が端革製品につき別箇の價格を認めている事実に御留意）又寔にやむを得ないところと解するを相当とするが故に、かくの如き統制法規に関する法の不知は本件具体的場合に於ては特に犯意を阻却するものと解さなければならない（所謂狸翁事件に関する大審院判例）。原判決はこの点につき結局法令の適用を誤つているものといわなければならない。

以上第一について第一点乃至第四点の何れの点に於ても原判決は理由不備又は擬律の錯誤があつて破棄を免れないものと確信する。

第二茶利革について。

第一点　原判決には法律違反の違法あり。

即ち原判決は被告人松川清の判示第三の㈠として、同被告人は昭和二十二年三月頃及同年四月頃の二回に安田善次郎から牛茶利革二級品合計二万五千坪を不当に高價な代金合計百十二万五千円で買受け、被告人坂田喜作（判示第四）はその情を知りながらその際松川の為に之が販賣周旋をして犯行を容易ならしめて幇助したものであるとの事実を認定して、物價統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第三十四条、第十一条第二項を適用しているのであるが、同令第三十四条には「第九ノ二又は第十条の規定に違反したる者は十年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処す」とあつて、同令第十一条第二項を罰する規定なく、原判決は同令第九条ノ二を適用すべきを誤つて第十一条第二項を適用したものであつて、第九条ノ二と第三十四条とは両者相俟つて一個の刑罰法条（構成要件とその処罰）をなすのであるから、その一方の適用の誤りは結局刑罰法条の正当なる適用なかりしものとなり破棄を免れない。

第二点　原判決には理由の不備あり。

即ち原判決は右茶利革の買入とその幇助について坪單價四十五円の價格が不当高價であるというのであるけれども、之を認めるに足る証拠は一つもなく、此の点については明らかに理由の不備があるものといわねばならない。

原判決は此の点について唯僅かに昭和二十一年九月七日物價庁告示第五十七条を擧げているのみであるが、同告示によりて何故に右四十五円（一坪）が不当高價であるといえるのであろうか。

原判決は右告示によつて牛茶利革二級品の統制額が一坪十七円二十銭であることから一坪四十五円を以て不当高價であると速斷したのであろうけれども、之は全く誤りである。抑も不当高價ということは㊀違反の如く形式的基準によつて容易に律せられるのではなく、原價計算から割出さねばならぬ実質的な問題である。

従つて不当高價であるという為には本件茶利革が昭和二十二年三、四月頃に於て、どれだけの原價を必要としたかを考えてみなければならないのであつて、当時の㊀が十七円二十銭（而も被告人らの場合此の價格に手数料Xを加えねばならぬ）であるから、四十五円は不当高價であるというのは論理の飛躍がある。

当時茶利革の原價は既に四十五円前後を示していたのであつて政府はこれを率直に認めて㊀の改定を考えていたのである（必要を認めながら改定手続のおくれた理由は証人黒田、土屋により明白）。その後同年十月二十七日物價庁告示第九百二十八号によつて前記昭和二十一年九月七日物告第五十七号が廃止され新㊀が改訂せられたる際、牛茶利革については諸種の事情から㊀を決めず統制外品としたのであるが、矢張り一応の價格規準の必要を認めて同年十一月二十七日物價庁用品課より一坪五十二円二十五銭という指示價格が業者に示されたのである（㊟ではない）。

右の如き経過に考え、及び日本銀行物價指数表の数字等よりして、昭和二十二年三、四月当時と同年十一月末との間には物價に大きな相違がないことによつて本件茶利革の昭和二十二年三、四月の正当價格は右物價庁の昭和二十二年十一月

末の一坪五十二円二十五銭と近似していたものであることが明らかであつて、被告人松川がこれを坪当り四十五円で買入れたことは相当な価格であつて決して不当高価でないことが明白である。

従つて原判決が漫然前記昭和二十年九月七日の告示を証拠としているのは理由不備のそしりを免れない。

原判決は此の点に於ても破棄さるべきである。

第三贈収賄について。

原判決摘示の各証拠によるも関係各被告人等の贈収賄に関する原判決摘示事実は認定し難く、特に職務に関するものなることについては右各証拠内容に齟齬矛盾ありて原判決は結局判決に理由を附せず、又は理由に齟齬ある場合に該当するからして破毀を免れない。

以上の理由なるにより原判決を破棄して相当なる御裁判を仰ぐ為本件上告の申立を致した次第であります。

以　上

昭和二六年(れ)第二四四六号

判　決

本店事務所　香川県綾歌郡松山村大字青海三一〇二番地

松浦工業株式会社

右代表者取締役

綾井金市

本籍並びに住居　右同所二〇八三番地

会社重役

本　籍　香川県綾歌郡松山村大字高屋一三三七番地の一

住　居　大阪市旭区新森小路北一丁目五番地

松浦伊平

明治二三年一月一七日生

会社員

本　籍　玉野市宇野町大池の浦二三三番地

住　居　大阪府守口市北日吉町二丁目一番地

大河内甚太郎

明治四四年三月一五日生

会社員

一〇月三一日判決　昭和二六年(れ)第二四四六号

一〇月三一日判決　　昭和二六年(れ)第二四四六号

本　籍　坂出市坂出町三六一五番地
住　居　同市中通町三四五八番地
会　社　員
二
浜　田　耕　一
大正四年一月一日生

本籍並びに住居　坂出市坂出町乙三六八番地の一
会　社　員
北　浜　勝　市
明治三三年八月二日生

本籍並びに住居　同市同町乙二〇三番地の四
肥料販売業
宮　本　寿　一
明治三二年二月一〇日生

本　籍　香川県三豊郡柞田村丙九六七番地
住　居　同県綾歌郡宇多津町　番地不詳
会　社　員
二
場　勇
明治三七年三月一八日生

右松浦工業株式会社、松浦伊平、大河内甚太郎、浜田耕一、富田五郎に対する物価統制令違反・二場勇に対する物価統制令違反幇助並びに贈賄各被告事件について昭和二六年九月六日高松高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

善次郎こと
富　田　五　郎
明治四三年六月二七日生

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人松浦工業株式会社、同松浦伊平、同大河内甚太郎の弁護人牧野良三、新家猛、坂野滋、被告人二場勇、同富田五郎、同北浜勝市の弁護人中栄敬太郎、被告人浜田耕一、及び同宮本寿一の各上告趣意（後記）はいずれも刑訴四〇五条に定められた適法な上告理由に該当しない。

職権を以て審査するに、原判決の確定するところによれば、被告人等はいわゆる自給塩を、法定の除外事由がないにかかわらず、統制額を越えた代金を以て或は販売し、或は買受け、或は販売の周旋をしたというのであつて、原判決はこれが統制額として昭和二二年一〇月三〇日物価庁大蔵省告示第一二号に基く同年一二月二三日高松地方専売局長公示第二号の定める薪使用による蒸気利用式製塩の賠償価格及同年一〇月三〇日岡山地方専売局長通牒塩第八三四号の定める代燃使用による蒸気利用式製塩の賠償価格を挙示していることは原判文上明らかである。しかしながら自給塩を法定の除外例なくして売買する場合において、その統制額となるものは、塩専売法及び塩売捌規則の定める販売価格である。しかして、このことは、

一〇月三一日判決　　昭和二六年(れ)第二四四六号

三

自給塩を製造した者が自ら譲渡する場合たると、自給塩を譲受けた者が更にこれを転売する場合たるとを区別することを要しないものというべきである。（昭和二四年(れ)第二九六七号、同二五年九月二九日第二小法廷判決参照）されば、原判決は如上の点において擬律錯誤の違法あるものであるが、統制額として原判決のごとく右賠償価格に依ることは、塩売捌規則の定める販売価格によるよりも、被告人に採つて有利であることは顕著であるから、（原判決も、有利なことを認めている。）原判決の右の違法は未だ以て刑訴四一一条にいわゆる原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとみとめることはできない。その他、記録を精査しても同条を適用すべき事由あるものとはみとめられない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

弁護人牧野良三、同新家猛、同坂野滋の上告趣意

第一点

原判決は罪となるべき事実を確定しない、この点において理由不備の違法があるものと信ずる。

原判決は事実理由において

「被告人松浦伊平等は、被告人会社が薪を燃料として蒸汽利用式により生産した白鹽を

第一の一の(イ)、昭和二二年一二月下旬被告人会社大藪工場において、川原義雄に對し三五瓩八九〇〇叭

第一の二の(イ)、昭和二三年一月八日頃岡山縣玉野市附近において、宇野電化製鹽組合に對し三五瓩八一、三〇二叭

第一の三の(イ)、昭和二三年一月一七日前記工場において、川原義雄に對し三五瓩八四〇〇叭

をそれぞれ統制額を超えて販賣した。」

という事実を認定している。

原判決は右の如く「被告人会社の生産した白鹽云々」と記載しているが、右の白鹽とは如何なるものをいうのであるか、判決自体によつて何等明らかにされていない。

鹽專賣法、同施行規則及び鹽賣捌規則特別用鹽規則同施行細則等の鹽に関する各種の法令をみると「鹽」「特別用鹽」又は「特別價格を以て賣渡した鹽」などの文字は記載されているが、白鹽というような特定の名稱を記載したものが全くないのであるから、原判決が單に白鹽と判示しただけでは、果して如何なる性質種類の鹽であるか全くこれを知ることができ

きない。殊に本件においては、被告人の全部が問題となつた鹽は、政府に收納する所謂官鹽ではなくて、自給用に供するため製造した鹽即ち自給鹽であると終始一貫して主張しているのであるから、本件の鹽自体につき既に爭いがあるのであつて、しかも、自給鹽の讓渡については、後に述べるように收納鹽に對する賠償額の如きものの定めがないのであるから、もし、被告人等の主張するように本件の鹽が自給鹽であつて、その鹽を讓渡したものとすれば物價統制令第三條の規定する價格違反とならないかも知れないのであるから、原判決は先ず本件の鹽が自給鹽であるか、或は收納鹽であるか、或はまたその他の鹽であるか、これを判決自体の上に明示した上で法令の適用をするのでなければ、罪となるべき事実を特定したことにはならないに拘らず、漫然と被告人会社生産の白鹽とのみいつておるのは、判決に理由を附せず、少くとも判決に影響を及ぼす理由不備の違法があり、破毀を免れぬものと信ずる、

第二点

一、原判決は第一点に述べた如く、本件の事実につき、白鹽というような漫然たる記載をしたのみで、直にこれに對し、物價統制令第七条（昭和二四年法律第一六四号改正前のもの）同施行規則第八条（昭和二四年総理庁令第二八号改正前のもの）を根拠として收納鹽に對する賠償額を統制額と定め、物價統制令第三条、同第三三条の違反として処斷しているのは、理由不備の違法があるものといわなければならない。

二、鹽に関する價格をみると、物價統制令第七条、同施行規則第八条により、收納鹽につき鹽の製造者に交付するものは賠償金であるが、政府の賣渡す鹽については、鹽賣捌規則による販賣價格があり、又鹽專賣法臨時特例により一般に製造を許された自給鹽の讓渡については、右特例施行規則第三条により所轄專賣官署の指示した價格が販賣統制額となる（物價統制令第七条第一項後段「他ノ法令ニ基ク行政官庁ノ決定、命令、許可、認可、其ノ他ノ処分アリタル額」）のであるが、昭和二一年八月一二日勅令第三八二号附則第二項により、右行政官庁の処分はその法令の規定に拘らず、物價統

制令の施行中は物價庁長官がこれを決定することになつた。しかし、その後物價庁長官の價格の指定はない。

右の如く、他の物品が規格及び業態等を異にするにつれて統制額が異ると同様に、鹽についても、その生産の態様及び業態の異るに伴つて統制額が違うのであるから、原判決が本件の鹽につき收納鹽に對する賠償額を統制額として適用するには、先ず以て、原判決の白鹽と稱するものが專賣法上如何なる性格の鹽であるか、これを明らかにしなければならないのである。

もつとも原判決は最高裁判所昭和二四年(れ)第二九六七号二五年九月二九日第二小法廷の判決を引用しておるので、或は本件の鹽を所轄專賣官署の指示に反した自給鹽の讓渡と認定したのではないかとも推測されるが、右の判例は判示自体に明らかな如く、自給鹽を讓受けた者が更にこれを轉賣したる場合に関するものであつて、本件事案の如く自給鹽の製造者が自ら直接讓渡する場合については、特に判斷を除外しているのであるから、原判決としては少くとも本件の鹽が專賣法上如何なる鹽であるかを示してその理由を明らかにし、しかる後、その理由の根拠として右判例を引用するのでなければ未だ理由を示したものといわれぬ。

現に引用の判例をみても、鹽の專賣法上の取扱いを示しその統制額適用の理由を說明した上、当該事案の鹽の法令上の性質は云々と判示して統制額を適用し、具体的事案についての判斷を怠つていないのである。

被告人等は既に述べた通り、本件の鹽が自給鹽であり、かつその適法な讓渡であること並びに製造の届出もしていると主張しているのであるから、原判決がこれを排斥するならば、その理由を明らかにした上で統制額を示さなければならぬに拘らず、前示の如く、卒然として收納鹽の賠償額を適用しているのは、理由不備を免れないと信ずる。

三、次ぎに、原判決が前記最高裁判所判例（判例の内容は多岐に亙つておるので、本件がその如何なる点について判例に該当するというのか原判決は全く說明を缺いている）を引用し、「鹽の價格統制の見地からすればそれが官鹽たると、自

給鹽たるとによつて區別すべき理由がない」とし、本件の鹽については、その性質の如何に拘らず收納鹽の賠償額を統制額として適用するものであるかの如き見解を執りながら他の一方では、委託煎熬による自給鹽については、その適用を排除して統制額違反を構成しないものとし、性質を同じくする自給鹽につき全く矛盾した二つの認定をしている。

四、更に原判決は、前記最高裁判所判例を引用しておるところから、本件の鹽を自給鹽の違法な譲渡と認定したかの如くでもあるが、一方においては、その証拠として第一審公判証人矢野弘の証言「所謂委託煎熬手續の完備されていない鹽は官鹽というべきである云々」とあるものを引用しているところによれば、本件の鹽を自給鹽ではなくて收納鹽の違法譲渡と認定しているかの如くでもあり、理由齟齬の甚だしいものがある。

五、要するに、原判決は鹽の生産態様と、統制額との関連についての判斷を混亂したままで收納鹽の賠償額を本件の統制額として適用したため、原判決は、

(一) 本件の鹽を收納鹽と認定したのか、或は

(二) 自給鹽であるが、所轄專賣官署の指示に反する譲渡と認定したのか、それとも亦

(三) 鹽である限り收納鹽たると自給鹽（指示に適合するとと否とを問わず）たるとに拘らず、價格統制の見地からこれを區別すべき理由がないとしたのか。

全くこれを知ることができないのであつて、結局判決に理由を缺くと共に、理由に喰い違いを生じていて、到底破毀を免れないと信ずる。

第三点

原判決は本件に適用してはならない法令を適用し、罪とならない事実につき有罪を言渡した違法がある。

原判決は第二点に引用した舊物價統制令、同施行規則及び高松地方專賣局長公示、並びに岡山地方專賣局長通牒による

收納鹽の賠償額を引用しているのであるが、右公示又は通牒の額は何れも鹽專賣法の定める鹽の製造者が製造した鹽を政府に收納する場合に鹽の製造者に對して交付する賠償金の額を定めたものであつて、本件の事実に適合するものではない。

元来鹽專賣法による鹽の納付者に對し政府の交付する金額は、鹽專賣法第十五条に「鹽製造者鹽又ハ苦汁ヲ納付シタルトキハ政府ハ鑑定人ヲシテ其ノ品質ヲ鑑定セシメ相当ノ賠償金ヲ交付スベシ」とあるもの及び同施行細則第十九条に「鹽製造者鹽ヲ納付シタルトキハ地方專賣局ハ其ノ品質ヲ鑑定シ相当ノ賠償金ヲ交付ス」とある規定によつて、鹽の納付者に對し政府から一方的に交付する賠償金であつて、鹽の買上代金ではない。

鹽は、鹽專賣法第五条により政府より賣渡しを受けたものの外、原則として何人もこれを所有、所持、譲渡、質入、消費することのできない禁制品であつて、鹽業者と雖もこの例外をなすものでない。

鹽の收納は、政府と鹽業者との間の契約に基く權利義務の関係ではなくて、鹽の製造者たる地位から法律上当然に発生するものであり、何等行政行為の介入すら必要とせず、法律の規定により、直接、かつ当然に、收納權を有する政府の一方的処分である。從つて、收納鹽に對し、對價を支拂うという法律觀念を容れる余地が全くないことが專賣法の特質とするところである。

しかし国家は私人の損害において不当に利得すべきでないから、鑑定人をして鑑定させた上賠償金を交付する（鹽專賣法第一五条第一項、同施行細則第一九条）のであるが、製造者において、その鑑定を不当とするときは再鑑定を請求することができる（法第一九条第二項、同施行細則第二〇条）のであつて、鹽專賣法第八条に「鹽及び苦汁ノ賠償價格ハ政府之ヲ定メ豫メ公示スベシ」とあるのは賠償金算定の便宜のための基準を示したものであり、鹽の買上價格を定めたものではない。賠償金はどこまでも賠償金であり納付した鹽の價格でないことは勿論、鹽の給付に對する對價たる法律上の性質を具えないものである。

物價統制令第二條に價格等とあるのは法律上給付の對價と認めるにたる關係の存在を必要とするのであつて、法律上の對價關係がなく、單に事實又は事情の上から兩者が密接に關連するだけでは同條の對價とすることはできないものと解する。

物價統制令適用の一面からのみ事案を觀察して、賠償金が鹽の給付に對する對價であるというような法律解釋をとることは、專賣法の本質をみだり、法の根本精神に背馳するものといわなければならぬ。從つて、かかる額を本件の鹽の統制額として適用することは到底許されないものであり、結局原判決は法令の適用を誤つた違法があるものと信ずる。

第四點

原判決が、本件の事實を漫然と白鹽の讓渡と判示し、その他の點については、前揭最高裁判所判例及び第一審判決の說示を引用しているだけで、自らは何等これを明らかにしようとしていないのであるが、推測するに、原判決は、本件を以て收納鹽の橫流しか、若しくは自給鹽の違法讓渡の何れかに認定したものではないかと察せられるようである。よつてこの前提の下に以下陳述する。

政府以外に對する收納鹽の讓渡及び所轄專賣官署の指示違反の自給鹽の讓渡は、いずれも專賣法規によつて絕對に禁ぜられている所謂法禁物であつて、かかる法禁物に對しては取引價格なるものの存在するいわれはなく、從つて物價統制令を適用する余地はないと信ずる。

物價統制令は終戰後の逼迫した經濟狀態の下において、物資の偏在とインフレの防止の必要から自由經濟の時代に於ては法律上取引を許され、自由意思による自由價格に委せられていた取引價格に對し或る程度の制限を加えたものであるから、同令の對象となる取引價格は、法律上從來許されていたものでなければならない、臨時物資需給調整法等により一時的に一定のルート以外に取引を禁ぜられた物は、從來は自由取引と、自由價格の許されていたものであるから物價統制令

の對象となり得るであろうが、專賣法等により、元來絕對に取引を禁ぜられている法禁物の如きものは、價格の面においてもこれを統制する必要がなく、從つて、同令の對象とはなり得ないものと信ずる（名古屋高等裁判所刑事第二部昭和二五年一二月二八日判決、判例持報一五卷一三三頁）

法律上讓渡を嚴禁せられた物に對し、その取引價格を想定することは、法律上不可能であるといわなければならぬ。統制令を根拠として適正價格を決定しようとすることは、法律上不可能であるといわなければならぬ。

そもそも本件の如き事案に、收納鹽の賠償金額を適用して價格違反罪に問うこと自體に無理があるのであつて、もし本件が鹽の違法な讓渡であれば、鹽專賣法第二十五條により專賣法違反としてその責任を追及すると共に、これより價格の追徵までできて、刑事政策上遺憾なきを期し得るのであり、强いて物價統制令の適用を必要としないのである。

要するに、原判決は鹽專賣法違反の嫌疑事實に對し、物價統制令を適用した違法があるものと信ずる。

第五點

一、原判決が本件に適用した物價統制令第七條第二項は「特定ノ者ノ為ス給付ニ對スル價格」につき、他の法令に定める額があるときは「ソノ特定ノ者以外ノ者ノ為ス同種ノ給付ニ對スル價格」についてもその統制額とする規定であつて、給付の主体に變更のあつたとき同種の給付か否かを判定してその統制額を定めるのである。從つて、給付の主体に變更がなく、相手方のみが變更した場合には同令第七條第二項を適用することはできない。

仮に、賠償金は鹽の收納に對する對價であるとしても、その給付の主体（特定ノ者）は勿論專業製鹽業者である。而して、本件鹽の讓渡の場合にも給付の主体はやはり製鹽業者であつて主体には何等の變更がなく、給付を受ける相手方たる政府か、他の讓受人に變更した場合であるから、同令第七條第二項を適用して賠償額を本件の統制額とすることは、同條の解釋上不能である。

二、しからば鹽の製造者の販賣統制額は、鹽賣捌規則の定めるところによるべきであろうか、しかし、前掲最高裁判所判例も指摘している通り製造者が自ら製造した鹽を指示に反して販賣する場合にその統制額として右販賣價格を適用するには困難がある。

もし鹽賣捌規則による鹽の販賣價格が、製造者たると一般販賣者たるとを問わず、すべての鹽の販賣統制額として適用があるものとすれば、自給鹽を適法に讓渡した場合にもこの價格を適用しなければならないことになる。

しかるに、自給鹽の製造並びに讓渡については、後に述べる特別の理由によつて鹽賣捌規則による販賣價格を適用することができないことは最高裁判所も原判決も、これを承認せざるを得ないので、前記最高裁判所判例はこの矛盾を未解決のまま殘したものと思われる。

しからば、自給鹽の製造者が自己の製造した鹽を直接他人に讓渡する場合に、何故鹽の販賣價格の例外をなすのであるか、以下これを明らかにしたい。

三、鹽の販賣權は國家の完全な獨占下にあるから、その販賣價格は、その販賣價格の例外をなすのであるが、戰時中及び戰後の我國未曾有の鹽饑饉並びに鹽業の危機に際し、政府はその緊急對策として、鹽專賣法第二十四條の二に基く鹽專賣法臨時特例（昭和二〇年一二月二八日勅令第七二九号）第二条により一般人の自給用製鹽を推奨し、進んで、同第三条及び同令施行規則（昭和二〇年一二月二九日大藏省令第一一五号）により所轄專賣官署の指示に反しない限りこれを他人に讓渡することを自由とし、これによつて鹽の危機を克服せんとした（牧野弁護人、新家弁護人提出の第一審及び原審弁論要項に詳說）のであるが、製鹽に最も重要な燃料についても、當時我國は石炭危機に遭遇し、政府は唯拱手するの外なし、一つに民間の創意と工夫とに俟つ狀態であつた。そのため薪炭その他あらゆる熱量の低い燃料を工夫し各種の惡条件の下に煎熬に努力したのであるが、當然の結果として製造費の著しい增嵩となり、到底收納

鹽の賠償額や政府の販賣價格を以て率することができないので、前掲特令施行規則第三条において、讓渡價格について特別の指示をすることにしたのである。

ところがその後物價統制令の改正により價格指定の權限が物價庁長官に變更されたが、物價庁長官は、製鹽の業態及び製鹽方法の多岐、燃料の多種等により價格形成の技術的困難の理由により告示の公布を躊躇したため、たまりかねた專賣局は、自ら主宰して大藏、內務、司法、經濟安定本部の所謂四省会議を開き、一廼につき一万五千円を限度とする自給鹽の讓渡價格を決定した上、各地方專賣局長を通じ、あまねく鹽業者に周知させたものであつて、原判決が默認價格といつているものがそれである。

四、以上の如く自給鹽の讓渡價格については、價格形成の原則の上から、これに政府の鹽の販賣價格を適用することができないのであつて、そのためにこそ鹽專賣法の特例により自給鹽の製造及び讓渡を認めることになつたのであつて、換言すれば、鹽專賣法臨時特例は、鹽の販賣價格につき政府以外の者のなす今一つの販賣價格を生ずることになつたのである。

しからば、自給鹽の生產者が所轄專賣官署の何等かの指示に反して鹽を販賣した場合は如何。指示事項に反する取引であるからもとより統制額のないことは当然であるが、その場合統制額として適用されるものは、自給鹽製造者の適法なる販賣價格でなければならない。何となれば、他の統制法規（例えば臨時物資需給調整法）違反の場合に於ても、当該業種と業態に照応する統制額を適用すべきであるからである問題は鹽の製造者の販賣價格（自給鹽の適法な讓渡の場合の統制額）があるべくして存在しないことである。强いてこれをいえば鹽の生產者の販賣統制額は無統制額が統制額であるといわなければならぬ、從つて、鹽の製造者の販賣統制額は、その讓渡の適法なると違法なるとによつて差別があるべきものではないということになる。

而して、かく結論することは刑事政策上に於ても何等弊害を来すものではない。即ち自給鹽については前述の經緯により專賣局が妥当な價格を指示している以上、その限度における譲渡は毫も国家の鹽に関する價格の統制をみだるものではないからである。

五、これを要するに、原判決は流通する鹽の價格が二つあるに拘らず、價格形成の大原則を無視し專賣官署の指示に、適合しないという事実のみによつて、不当に低額な價格を統制額として適用せんとするものであつて、統制法規の解釋としても到底容認することができないものである。

第六点

前述の各論旨が仮に容れられないとしても、原判決は左の点において法令の適用を誤つたものである。

一、原判決は判示第一の二(イ)及び第一の三(イ)の各事実に對する適用統制額として、昭和二十二年十月三十日物價庁、大藏省告示第十二号に基き岡山地方專賣局長通牒鹽第八三四号及び高松地方專賣局長公示第二号にそれぞれ定める薪又は代用燃料使用による蒸気利用式製鹽の賠償價格を適用すると說示している。

然し右高松、岡山地方專賣局長の公示及び通牒は右物價庁、大藏省告示第十二号に基くものではなく、物價統制令施行規則第十一条第一項五号の規定による物價庁長官の委任に基いて定めたもので、同令第七条により統制額となるものであることは前記各公示によつても明らかである。従つて、原判決は前記各公示が統制額となる根拠につき法令の適用を誤つたものである。

二、次に、前記公示中少くとも判示第一の三(イ)に適用した高松地方專賣局長公示第二号は、昭和二十三年四月七日同地方專賣局長公示第一号により昭和二十二年十二月三十一日をもつて廃止され、昭和二十三年一月一日より同公示により薪使用蒸気利用式製鹽の賠償價格は八、九四七円廻当りと改訂されているのであつて、原判決はこの点においても法令の

適用を誤つた違法がある。

原判決は昭和二十三年四月七日の公示第一号を適用しない理由として、第一審判決の說示を援用し、「物價統制令の適用においてかような遡及效のある告示を有效とするかどうかは問題であるが、当裁判所の見解としてはその遡及する点だけは無效であつて、前の告示は後の告示のあつた前日までは有效であると認めた」と判示し、賠償價格を遡及させた公示の效力を否定している。(原判決は前記公示第一号は昭和二十三年三月三十一日物價庁大藏省告示第二号に基くものとしてその告示自体の遡及力を否定しているので以下原判決のいう告示自体の効力について論ずる。)

原判決が右告示の遡及力を否定した根拠につき、物價統制令の適用においてと判示するのみで明らかでないが、(1)告示の性格上、前告示によつて施行された物價統制令の適用を排除し得ないとするのか、(2)物價統制令に基く告示が限時法的性格を有すると解したためか不明であるが、その何れにしても原審の誤りである。

物價統制令第四条、第七条による物價庁の告示は、同令第三条発動の条件となるものであり、物價庁は經濟状勢の変動に応じ價格を指定し又は改廃して第三条の規定を発動させ又はこれを止めることができる。即ち告示は或物品の價格につき、物價統制令第三条の適用又は不適用を定めることができる。而して告示は勅令又は省令と同様の效力を有する一種の法令制定行為であるから(大審院判例及び多数説)告示によつて一旦なされた價格指定の效果を排除することは、告示一般の效力として可能であるといわねばならぬ。

ただ告示を限時法的なものと解するときは、告示の廃止によつて刑の変更又は廃止の結果を来さないとする最高裁判所判例(昭和二三年(れ)第八〇〇号、昭和二五、一〇、一一、大法廷判決)の趣旨により刑罰適用の面においては遡及力を認むべきでないとして原判決の如き誤解を生じたものかと思われるが、最高裁判所の判示する告示の廃止の場合は、廃止されるまではその價格を維持する必要があつたが、社会經濟事情の変化によつて爾後その必要をみなくなつたため

であり、又價格引上げの場合も、その時までは従前の價格がその当時の事情に適応していたのである。

しかるに、本件の場合は、告示の改正以前から、既に当時の價格がその社会経済事情に副わない不当に低い價格となつていたに拘らず改訂を遅滞していたので、後問の告示によつて舊当時の社会経済事情に適応するときまで遡及させたのであつて、最高裁判所判例のいう事実とは違い、舊事情の下においても何等反社会性をもつものではなかつたのである。

刑の廃止又は変更する場合は、従来の刑罰法令制定の理由となつている法律理念が変化し、これを処罰することが不当となり又は刑が重過ぎるという反省的な意識によつて、既に生じた刑罰権を遡及して放棄し或は縮少するものとすれば（東京高等裁判所刑事十一部昭和二四、一一、一一判決、同裁判所刑事十二部昭和二五、四、一一判決）遡及効を認めた本件の物價庁告示も亦従来の統制額が不当であつたという反省的顧慮からこれを明示してなされたものであつて後日の経済事態をもつて既往を律するものではなく、過去に於て不当であつた事態を後日に改めたものであつて、寧ろ行政庁の怠慢こそ責められるべきである。

右の如く、遡及力を認めた前記告示に何等の違法があることなく、却つてこれを否定した原判決に違法があるものといわなければならぬ。而して右の告示を適用すると否とは本件の超過金額に著しく差異を来し、当然原判決に影響を及ぼすものであるから到底破毀を免れないと信ずる。

以上

昭和二六年(れ)第二四四六号

弁護人中栄敬太郎の上告趣意

第一点　右被告人等に対する原判決は事実の誤認に基き法律の適用を誤つて居ると考える。

被告人富田五郎は原判示第一の三の(ハ)の事実、被告人北浜勝市は原判示第二の一の事実、被告人二場勇は原判示第二及第四の事実であるが、何れも被告人等の所為は犯罪を構成しないものであると信ずるから検討を御願いする次第であります。

被告人富田五郎は被告人河原義雄から白塩九〇〇叺を統制額を超えて買受けをしたと認定せられて居るけれ共被告人は所謂塩の闇買を為さんとしてそうしたのではなく、正当な手続を採つて委託煎熬塩として法律上完全に委託者に輸送する塩の出荷を依頼して川原から九百叺の委託煎熬塩の出荷を受けるつもりで之を栃木県向け輸送したところ、途中高松駅で輸送証明書が偽造のものであつたためにその目的を果さなかつたのであるが、被告人は輸送証明書が偽造であることなどは夢想もしないことであつて正しい証明書なりと信じて為したことであり、且正しい方法により正当に輸送出来る状態において塩を出庫して貰うことを最初から依頼したのである。尤も当時委託煎熬の塩として正規の手続を経なければ正しい輸送証明書は得られないのであるから、被告人が北浜、二場等を通して塩の出庫を依頼したのはこうした証書の偽造等という法律上不可能な事を依頼したものではない。従つて被告人の所為が結果から見て物価統制令に違反するとも被告人は犯

被告人　二場勇
同　富田五郎
同　北浜勝市

意なく違法阻却の事実が存するのである。原判決が此の点を閑却して被告に有罪の判決を為したのは違法である。且又この違法阻却の事由につき判断を為すべきにも不拘之を為さないのは判断遺脱の違法あり理由不備を免れないと思科する。

被告人二場勇の場合は前記富田の右の依頼を受けその仲介を為した者で前記富田の場合と同一理由による違法ありと信ずる。而も富田の場合より一層本件事実について関与した範囲は単に仲介を為したに止まり、当時の委託煎熬塩の出庫を川原に依頼したまでであるから右の理由は濃厚である。

第二点　北浜勝市の物価統制令違反については前記同一理由に依り違法を主張する。

被告人の贈賄の事実については宮本の依頼を受け単に金六万円包を高木秀雄宅に持参したという丈で金額も使途も全然知らないのであるからこれは問題にならないと思う。犯意なく無罪である。又判断遺脱の違法があると思う。

右の理由で被告人等に対する原判決破毀の上更に適当な御裁判を求める。

以　上

昭和二六年(れ)第二四四六号

被告人の上告趣意

被　告　人　濱　田　耕　一

一、本件の物品は、岡山地方専賣局の承認を與えられた重要物資輸送証明書（承認証明書の寫は元岡山地方専賣局の公社により認められたるものを高松高等裁判所に証拠物として提出してあります）を有して行われたものであり、全く違反しておりません。

なお且つ専賣局に於て定められたる手續により收納鹽を専賣局玉野出張所に納入しており、正式なる手續を完了して移動されたものである。この点も又違反しておらないと確信する次第です。

二、本件は委託煎熬鹽の定めにしたがい煎熬許可を附與されたものであり、又許下にともなう指示は専賣局野間技官により與えられておりなされたものである。専賣局として違反になる指導の如きもの又は承認を與えるが如き例は無しと信ずるものです。

又宇野電化製鹽組合の設立は農業会が中心となり、互助精神に基くものにして利益をもつて当組合の将来を運営するものではない。農業会の援助により利益を對象としておらない。故に他縣農業会から依頼あれば専賣局承認のもとに煎熬を行う。本件に関する收納塩に就いては宇野電化製塩組合が負擔しておる、明らかに利益を得ておらない証明と信じます。

三、被告人は組合の役員会議及び組合全責任者の指示に基き工場運営の任に当りたるものにして、宇野電化組合に責任あるものにして被告人のみが責任を負うべきものではないと確信します。

四、宇野電化製塩組合及び組合長も昭和二十三年三月解散しておりますが、吾々工場現業員も亦退職致しました。退職金の支給はありませんでした。以来路頭に迷つた次第であり、判決は被告人及び家族の生活をおびやかすものである。

又本件に関しては被告人は全くの被害者であるものと信じ、無罪を確信し、本上告趣意書を提出する次第であります。

以　上

被告人の上告趣意

私が物價統制令違反等被告事件について上告を致しますことは、事件の最初から眞実を申上げていますにかかわらず、警察署員の惡質なることと松浦伊平氏一派の策謀と、富田五郎氏と北濱勝市氏の陰謀にかかつたのでありまして、今までの公判記錄と事実をお調べ下さい。私と北濱勝一氏、二葉勇氏、富田五郎氏は知人です。松浦伊平氏一派の者は無知なものばかりです。昭和二十二年十一月初頃と思います。北濱勝市氏が私宅に参りまして、正規の塩が一千俵程出る所があれば知らせてくれないかと申されまして、買手は富田が世話をしているから知らせて貰いたいと申されましたから、その後二葉勇氏宅に参りまして、どこかに正規の塩を一千俵程出す所があれば、鍛冶屋町の富田五郎という人に世話をしてくれんかと相談を致しましたから、二葉氏がどこかに電話を致しまして尋ねて見ましたら、あるらしいと申されましたから、それでは鍛冶屋町の富田氏宅にも電話もあるから貴郎と富田氏と直接話をして見てくれろといつて置いて、その足で富田氏に面会を致しまして二葉氏との会見の傳えをして、交渉をするように申して置きましたら、その後半月程致しまして富田氏宅に立寄りました処、富田氏の曰く、先日の塩の件話が出来まして今日受渡をするから、宮本さんご飯に歸るのでしたら鐵砲町の川原様の宅で松浦工業の社長が早く来いといつて待つているから、いつしよに行きませんかと申されましたから、共に北濱氏も居りましたから三人連で川原氏宅に参りました。私が川原氏を知つたのはこれが初めでありました。私は入口に近い居間に居りましたら、一間隔てた奥の間にて川原氏と富田氏が取引をしているようでならといつて、お互は東西に別れたのでした。それから幾日か過ぎまして、昭和二十三年一月中頃と思います。私が富田氏宅に訪れました。私と富田氏は將棋友達でありますから、將棋を指そうと寄りましたら川原氏が来ていまして、宮本さん先

日の塩が鴨川驛から積出した所宇野の驛で留つているらしいので、さつぱりわからないから高木課長さんに尋ねて見たらその眞相がわかると思うが、だれか高木さんを知つている者はないでしようかと申されましたから、塩田業を營んでいました関係なり、海運業をしていました時に弟の高木秀雄氏とは兄弟のように仲もよし、仕事の場は私の代人をして貰つていたから、弟秀雄氏に紹介をして戴いて高木さんに尋ねてみましようと承諾を致しました。それでは頼むと申されて、その時、もし悪い事がありましたら早速松浦工業に引取つてもよいか、それもついでに聞いて下さいと富田氏と川原氏にいわれました。それから高木秀雄宅に參りまして事情をうちあけまして、兒清市さんに面會をさせて貰うよう頼みましたら、早速兒さんの所へ行つて来ると申されて家を出まして、暫くして歸つて来まして、兒さんは留守であつたが兄嫁がいまして、今日は日曜で遊びに出ているから歸りが遅くなるから明朝七時頃来ればよいとの事でありましたかち、明朝を約して私宅に歸りました。明くる朝高木秀雄さんと同伴して高木課長さん宅に參りましたら、二階から課長さんが寢衣のまま降りて參りまして朝の挨拶を致しまして、実は鴨川驛から松浦工業の塩を六百叺積出しましたと尋ねましたら、高木課長さんの曰く、私は証明書を出す方だから充分なことはわからないけど、監視の方で証明書が不信な点があるから高松棧橋驛で留つているように聞いていたが、今日役所へ行つたらわかるから弟秀雄にまで返事をしてやろうといわれましたから、どうぞ宜しくお願い致しますとお禮をのべて、歸り道で秀雄氏に、もし松浦工業へ引取つてもよいといわれましたら君が責任を以てその任に当つてくれんかと話合いました。そして私は川原氏宅に參りまして高木課長さんとの会談を知らせ、松浦工業へ引取れるようになつたら、今日此頃は総てが現金だから運送賃を用意して貰いたいと申しましたら、私は金がないと申されましたから、金がなしに何事も出来ぬといつて歸り、早速富田氏宅に訪れましたら義弟が居られまして、兒貫は留守だと申されましたからそのまま私は歸りました。その晩十一時半過に北濱勝市氏が私宅に參りまして、高木課長はどのようにいわれましたかと聞きに

来ましたから、高木課長の面談の次第を話を致しまして、もし塩を松浦工業に引取るとしても今日の急場金がなしにどうすることも出来ぬと私がいいましたら、北濱氏はそのまま歸りました。その翌朝五時前に北濱氏が私宅に參りまして、運送の金を六万円持つて来たから宜しく頼むと申されましたから、君歸り途だから高木秀雄氏宅へその金を持つていつてくれんか、後より私が行くからといつて、そのまま北濱氏にお金を頼みましたのであります。その後、その日の十時頃高木秀雄氏が私宅に參りまして、お金を一応返して置くといいましたからその譯を聞いましたらお金を多く持つていたから、たいへんしかられて、すぐそれを返して置けといわれたそうです。それを私が申遅れていましたが、秀雄氏とは金錢及び品物を貸借している間柄ですから、秀雄氏から一万円の借金を私が承知していましたから、と君が、たとえ坂出にトラックがない場合はどこからでも雇に角私は用事が多いからもし兒様より引取れと返事があつたら、つてこの仕事をするのだから、金を持つて居らなければ間に合わぬからといつて、辭退するのを私が頼んで四万円を持つて歸つて貰つたのであります。それから一月十八日の晩十一時北濱氏が私宅に參りまして、私は寢ていましたら、一寸用事があるから朝田の宅まで行つてくれといわれまして、知らぬ朝田氏の宅へ北濱氏に連れられて行きましたら、朝田氏が居りまして早速二階に通されて待つていましたら、川原義雄氏が參りましたら、その後大河内甚太郎という者が参りまして、私は松浦工業の支配人で松浦社長の代理として参りましたと申されまして名刺を渡されました。その時大河内氏曰く、私は松浦社長の代理で参りましたが、実は鴨川驛より積出の塩が只今高松棧橋驛で留つているので、買手の富田氏が旅行をして留守の為に話が充分わからないから、もし警察署の方に尋ねられたら君が買手だといつてくれないか、決して不正な品物でないから君には迷惑はお掛致さないから、松浦社長は長らく代議士をせられ、又縣農業会々長もせられた御仁だから、今警察に呼ばれたら困るから、又專務の松浦善氏もそのことに對し大変御心配をせられているから何事もなく濟みますよといわれて、その口に續いて川原氏が、僕も市会議員の産業委員長をしている関係上警察署長の入江さんとは実に懇意な仲だから、

右が左にでもなるのだからどうぞ富田氏が歸るまで辛抱をしていてくれ、二日とは警察に置いては置かぬからと申されて、何が何のことやらさつぱりわからない中に、二十二日に警察署に引かれましたような次第です。警察署に於ては色々な方々に取調を受けましたが、やはり、さつぱりわかりませんでしたら、五日目と覺えています。司法主任の方より、寫眞で貨車の送人横宇で宮本久一と寫してあるのを見せられまして驚きました。私には全然知らないことでありますするし、鴨川の日通なんかどこにあるかも知らなかつたのです。その時私はどうもおかしいと初めて思いました。それから後幾日か後のことであります。宮本今日は書類を作るから、あつさりいつてくれと係官が申されますと同時に、大変忙しいのだから早いことにするからそのつもりで答えてくれと申されまして、次から次へお答を致しました。その順序としては、なぜ高木課長を訪れたか、その次に北濱勝市がどんなことを頼んで行つたかと順を追うて書終り、最後に私の署名捺印を致しまして、そのままばらばらで私は監房に入りました。その翌々日高松刑務所に送られまして幾日かの後に檢事さんが見えられまして、私に尋ねられたことは、川原氏宅でお金の受渡をしていたことは確かかと申されましたから、金高は私にはわかりませんけれ共それは相違ありませんとお答を致しました。それから後に又一度檢事局に行かれて檢事さんのお尋ねは、專賣局の役人以外の者が鹽を扱つたらいかないということを君は知つているかと申されましたから、委託せんごうの鹽は山奥の者から鹽業者に至つて取扱していることは知つて居りますと申しましたら、もうよろしいと申されまして、そのまま公判になりましたような次第です。之から後は公判記錄にあると思います。第一審の終りにも違つた点が数々ありますので、裁判長以下檢事さんにも御了解の上、裁判長より早速再会申請を出せと申されまして、すぐその場で弁護人にお頼みを致しまして再会申請を出しますし、高等裁判の初頭に於きましても違つた点が多くありますと申上げました通り、違つて居る点を左に記入致します。

一、私が保釋を許されまして弁護人に警察署で調書を作りましたのが書替えている点。

一、北濱氏が夜十一時半頃私宅に參りました時に、綾野氏宅に寄集りました連中は北濱氏、川原氏、朝田氏の三名だつたそ

うです。その際何も知らずに寢ていました私が出席をしているようになつている点。

一、私がもし富田氏や北濱氏と同腹の者でありましたら後の四百叺にも関係をしている筈。

一、宮本久一が送人とせしは御承知の如く、富田氏が事件発見と同時に逃亡しは私に警察署より手が廻れば自分の身柄に猶豫を置く為に北濱氏と相通じて無斷惡用したことと看做して居ります。

一、松浦一派も右同様私を警察に引かして置いて、何か謀があつたものと思う。一例を申上げますれば、高松刑務所で私がいる時でもお互は差入を受けていることを見ましても、私は一個人であつたことは事実です。

一、私は最初から金錢及び物品を何一つも戴く約束もして居りませず貰つても居りません。又借りても居りません。

以上を以て上告の理由と致します。貴所に於かれまして最後の御審議宜しく御願い申上げます。就きましては本件に関係致して信用をなくして、經費は多く入りました上、失業今日に至り、高等裁判の折にも弁護士の御同情を受けましたが未だにそのお禮をすることさえ出来ませんような、家族一同は飲まず食わずの生活にて、とても弁護士さんにお願いを致しまして趣意書をお送附することが出来ませんような次第ですから、只自分は眞心をこめて茲に記入致しましたことは眞相でありますから、嚴肅なお裁きを戴きたく、先程申上げました通り相手は知者揃いでありますから、どの手を打つかわからないと思います。

右相違ありませんことをお誓い申上げます。

なお参考の為に申上置くべきことは、私が坂出警察署に入房中、是非共家庭のことに必要な事柄が多くありますから、署員立会の上愚妻に面会をさせて下さるよう、幾度もお願い致しましたなれど之を許されず、又愚妻の方も大勢の家族でありますから、色々と私に聞きたさに面会をお願申上げたそうですけれ共、絶對に許されなかつたそうです。

川原義雄氏の如きは、自分が面会を斷りても家族、知人、友人の面会にて忙しくて面喰つたと自慢していました。

五

警察署の不公平は甚だしいと思う。

六

以上

昭和二七年(れ)第七九号

判決

本籍並びに住居　新潟県北魚沼郡小千谷町大字稚生丙の五五一番地
工員
山崎太市
大正九年一月一日生

本籍　新潟県北魚沼郡小千谷町九六五番地
住居　新潟市船場町一丁目
無職
水口平
大正四年一月二日生

本籍　長岡市中千手町二二九番地
住居　新潟市本町一四番地
労働組合役員
川上潚
当三四年

本籍　秋田県由利郡本荘町裏尾崎四四番地
住居　新潟県北魚沼郡小千谷町大字稚生六六四番地

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第七九号

一

本籍並びに住居　新潟県南魚沼郡大巻村大字寺尾七六〇番地の一
電気工　藤井正二　当二九年

本籍並びに住居　新潟県北魚沼郡小出町大字四日町一四八五番地
農業協同組合主事　羽吹昭三　昭和元年一二月三〇日生

本籍並びに住居　新潟県北魚沼郡小千谷町大字塩殿町甲七二四番地の一
旅館業　広井芳蔵　当四一年

本籍並びに住居　新潟県北魚沼郡城川村桜町三二五八番地
無職　石坂周吉　当三一年

本籍並びに住居
工員　米岡宗次

右被告人山崎太市、同水口平、同川上潚、同藤井正二に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務妨害、建造物侵入、窃盗、被告人羽吹昭三に対する建造物侵入、被告人広井芳蔵、同入、窃盗各被告事件について昭和二六年一二月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人山崎太市、同水口平、同川上潚、同藤井正二、同広井芳蔵、同石坂周吉、同米岡宗次に対する業務妨害、建造物侵等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

当三六年

主文

本件各上告を棄却する。

理由

各被告人の弁護人牧野芳夫、同上村進の上告趣意第一点について。たとい労働協約一条の解釈が所論のとおりであり、又本件生産管理が争議の一等の所為が争議行為として容認しえないことは当裁判所の判例とするところであるばかりでなく、所論は刑訴四〇五条の理由にあたらないから、不適法である。

同第二点について。

所論は刑訴四〇五条にあたらないから、適法な上告理由でない。

同第三点について。

本件争議行為を適法とする前提に立つてする（その適法でないことは第一点で説示したとおりである。）所論違憲の主張は、その前提を欠くものであつて、採用に値しない。

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第七九号

被告人山崎太一、水口平、川上瀟、藤井正二、広井芳蔵、石坂周吉、米岡宗次の弁護人上村進、同藤井英男の上告趣意について。

論旨中憲法二八条違反の点については、原判決は何等所論のような判断をしているのではなく、単に被告人等は既に労働関係の当事者たる地位を失つたものであるという法律解釈を為したに過ぎないのであるから、所論は結局憲法違反論としてその前提を欠くものであつて、その余の論旨と共に適法な上告理由たり得ない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一
裁判官　栗山茂
裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(れ)第七九号

弁護人牧野芳夫、同上村進の上告趣意

被告人　山崎太市
同　水口平
同　川上瀟
同　藤井正二
同　広井芳蔵
同　石坂周吉
同　米岡宗次
同　羽吹昭三

第一点

原判決は「前略。されば被告人等の本件行為は、旧労働組合法第一条第一項にいう正当な争議行為に該当しないものというべく、本件訴訟記録を精査しても、被告人等の本件行為を正当視させるに足らないのみならず、後記認定のとおり、被告人等がいわゆる生産管理と称して本件争議行為に出でる以前において、小千谷工場分会と会社との間には既に争議について妥協が成立し、双方の合意によつて被告人等を含む小千谷工場の全従業員が適法に解雇され、小千谷工場分会という労働組合は既に解散するに至つたのであるから、被告人等は会社との間において、従業員たる地位を喪失したものというべく、従つて未だ従業員たることを前提として会社に対し生産管理等の争議行為に出ることは許されないものといわねばならない」と判示した。

本件の解雇の有効か無効かについては第一審の弁論要旨に詳述してあるとおり、労資双方において成立に争いのない弁第二号証の労働協約第一条の解釈が根本問題である。然るに、原判決は労働協約第一条については何等の判定をせず、被告人等が従業員たる地位を喪失したと認定したのは審理不尽の違法がある。

連合会と会社との労働協約第一条はクローズド・ショップを規定しているものであつて、社内全体に跨る問題については連合会のみが会社と交渉権を有し、一事業所の問題であつても、連合会に加盟している分会だけが唯一の団体として会社と交渉権を有することが規定されている。右の如く団体交渉権を有しないことは明らかであつて、若し交渉したとしても、それは協約違反であつて無効である。

又、会社は機器との間の労働協約第一条もクローズド・ショップを規定したものであつて、而も会社との唯一の交渉権を有するのは機器及び分会であつて、分会単独でも交渉権はなく、機器と分会とが合一して唯一の交渉権を有するのであり、本件の如く分会が単独に交渉したとしても、それは労働協約違反であり無効の行為である。

斯る主張の下に被告人がなした争議行為は適法であり、且つその手段においても、他の論点にのべる如く違法ではない。

第二点

原判決は「されば、分会解散によりなお機器組合員たる被告人等は、適法な全員解雇により事業所がない、即ち使用者のない機器組合員に過ぎないものというべく、前掲各証拠によれば機器は会社との間に争議行為をしていないのであるから、被告人等は機器の名を藉りて争議行為をしているに過ぎず、会社との間に何等雇傭関係を有しない被告人等は、会社に対し適法な争議権を有しないものと解すべきである」と判示した。然し乍ら原判決は、労働争議は雇傭関係を前提としなければ存在しないとし、又適法な争議権がないと独断しているが、明らかに法律の解釈を誤つているものである。

労働争議とは「労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないでそのため争議行為が発生している

状態、又は発生する状態をいう」（労働関係調整法第六条）もので、茲に労働関係とは、雇傭関係と限定して解釈すべきではなく、被傭者の労働組合以外の、例えば産業別単一労働組合、本件について云えば、全日本機器労働組合（機器）が使用者である理研工業株式会社との間に労働協約を締結しているが、この様な場合には、機器と会社とは当然労働関係の当事者と云わざるを得ない（弁第二号証、労働協約参照）。それ故、原判決の認定のとおり被告人等は解雇されたとしても、被告人等は機器の組合員として、会社に対し労働協約に基き自己の主張である工場閉鎖、全員解雇の無効の見解を指し、不当の解雇を撤回させるためそのために争議権を行使することは何等違法ではない。しかも被告人等は、古田島博英等二百四名が分会を脱退したので、被告人山崎太市等は新たに大会を開いて役員を改選し、会社に対し闘争宣言を発し、争議状態に入つたのである。

被告人の中、川上瀦は機器新潟県支部の執行委員であるから、当然機器も争議行為に関与しているのであつて、機器の名を藉りて争議行為をしているものではない。

又、旧労働組合法第一条第二項の中に規定している労働組合とは被傭者の労働組合以外の労働組合、例えば本件の機器は使用者に対し団体交渉、その他の行為をなす権利、即ち争議権があるものというべく、雇傭関係がなければ同法第一条二項の保護を受け得ないと解釈することは全く法の解釈を誤つたものであり、此の様な前提の下に被告人のなした争議行為を何等争議権のないものとなしたことは明らかに違法である。この観点に立つて、本件の争議行為の緊急行為性を判断しなければならない。それ故、差戻前の控訴審の判断を妥当とするものである。

第三点

原判決は判示第三の事実につき、被告人等（羽吹を除く）の行為を争議権が存在しないという前提の下に業務妨害罪並

びに暴力行為等処置に関する法律違反に該当するものとしているが、前述のとおり、争議権の有無につき法律の解釈を誤つているものである。

それ故、原判決は憲法第二十八条、旧労働組合法第一条第二項、労働関係調整法第六条の解釈を誤つた違法の判決として、原判決は破棄されなければならない。

以　上

昭和二七年(れ)第七九号

弁護人藤井英男、同上村進の上告趣意

第一点　原判決は、被告人等の判示行為中、判示第一の事実は建造物侵入罪（刑法第百三十条、第六十条）及び業務妨害罪（刑法第二百三十四条、第二百三十三条、第六十条）に該当すると判示したが、右は法令の適用を誤つたもので破棄を免かれない。

一、弁護人等は第一審以来、所謂生産管理は終戦後のわが国の社会経済状態、ことに労働者のおかれている現実の状態からすれば合法的な争議行為であることを認めなければならぬと主張した。

労働者、又は労働組合は、同盟罷業、又は怠業等の争議行為をすることが許されている。しかし、労働者、又は労働組合の争議行為がこれらの典型的争議行為に限定されないことは労働関係調整法第七条に、争議行為として「その他」の文言があることからも明白である。

終戦以来本件争議当時頃までのわが国内の状態は、使用者の側から寧ろ積極的に工場閉鎖、休業、その他所謂生産サボ

被告人　山崎太市
同　川上潚
同　水口平二
同　藤井正
同　広井芳蔵
同　石坂周吉
同　米岡宗次

タージュの行為を行い、自ら就業の拒否をして労働者の就業乃至労働の機会を奪い、労働者、又は労働組合がこれに対して通常の争議行為をすることは、無意義乃至不可能な事態がしばしば出現したのである。このような場合、労働者、又は労働組合は、同盟罷業等通常の争議行為を行つても全然無意味であり、対抗行為としての実効を全く期しがたい。若し、このほかに争議行為が許されないとしたならば、労働者、又は労働組合は争議権のみ抽象的に与えられて事実上争議行為をなし得ず、現実的に有効な一切の対抗手段を封ぜられて空しく拱手傍観するのほかなく、徒らに使用者側の要求に屈服し敗北するの他はない。このようなことゝすれば労資対等の原則は全く否定せられ、労働者、又は労働組合の争議権なるものは何らの実質を伴わない。徒らに行使するに由ない虚空のものとなつてしまう他はない。このような場合を慮つてか前示労働関係調整法第七条は、争議行為の定義をかかげ「同盟罷業、怠業……その他云々」として、争議行為というものが具体的の争議の実情に応じて種々あり得ることを想定し、これを必ずしも典型的なもののみに限定しなかつたものと解される。

二、原判決は、生産管理は資本制社会の下における企業の根幹を揺がすような争議行為であるから違法であると判示しているが、争議行為としての生産管理は、争議手段として一時的に使用者の経営権を制限するだけであつて、それはあくまで争議目的貫徹のための手段として行われる一時的な管理行為であり、それは何ら所有権や経営権の奪取、侵害等、その否定を目的とするものではない。この点、大生産管理は所謂工場占領や工場奪取とは異なる。生産管理が争議手段として一時的に経営権を制限する現象を伴うからといつて、直ちにそれが財産権を無視、又は否認したり、争議権と財産権の対等を破ることになるとするのは全く争議行為としての生産管理の本質を正しく認識しない議論であつて、これを以て「資本制社会の根幹をゆるがすような争議行為」とするのは、余りにも大げさな誇張した議論であると言わざるをえない。

争議行為としての本質を逸脱して、徒らに工場を占拠し、無責任な工場経営を行つたり、工場設備を破壊するような程度の行為ならばいざ知らず、争議行為としての本質を認識しその必要な範囲内で善良な管理者の注意義務をつくし、企業の健全な有続をはかりながら、争議行為としての管理行為をなすものについてはこれをも排斥すべき理由はない。

要は、生産管理の態様によりその現実の内容を検討して、これを刑法上放任すべきか否か、違法とみるべきか否か等を具点的に決定すべきであると考える。

三、生産管理の適法、不適法の判断は、その行われる当時の社会経済上の観点からもなさなければならない。

終戦後、数年間のわれわれの社会経済の状態は極端な生産の低下と物資の窮乏に慢み、労働者が通常の同盟罷業、怠業のような生産を一時的にも停止するような争議行為は、かえつて当時の情勢上非難され排斥されたのであつて、このようなことからも、生産を停止しないで生産を続行しながら争議行為をする業務管理、又は生産管理の行為の方がはるかに社会的に合理的な根拠を有し、社会的妥当性をも有していたのである。

又、当時労働者のおかれている生活環境は、就業を停止して争議行為を行うことは生活上、又は生存の上にすら重大な脅威となり、むしろ就業を続けながら争議行為を行うの他、有効な争議権行使の途はあり得なかつたのである。

このような社会状勢の上から、生産管理は当時広汎に行われ、むしろこれが通常の同盟罷業や怠業よりも多いという一時的な現象を呈したのである。すなわち、生産管理は当時の「公共の福祉」に合致する争議行為であつたとされなければならない。

四、生産管理が、強力な争議手段であるから違法であるとの議論も現実を無視した抽象論にすぎない。現実には労働者が生産管理を行うと、使用者側は直ちに種々の対抗手段をこうじ、或は金融の途を杜絶し資材の入手、製品の販売を遮断妨害し、その他あらゆる圧迫を加えて、その運営を困難ならしめ容易にこれを不可能とすることができるのであつて、

その永続的管理運営などは著しい困難を伴い、その長期化は殆んど不可能であるのが通常である。

生産管理は多くの場合、労働者が好んで自ら進んで行うものではなく、已むを得ずこの手段を採用するに至るものである。本件生産管理の場合は、ことに然りと言わなければならない。ことに、前述のように使用者が工場閉鎖、その他労働者の就業を拒否する場合は、この争議行為を除いては他に何ら有効な争議手段を講じえない。

このような観点からすれば、生産管理はその争議行為としての本質を失わず、必要にして、且つ適当な限度を逸脱しない限りこれを刑法上も許されたものとして、違法性を阻却し放任されるべきものと言わなければならない。

五、原判決は、本件生産管理の場合はすべてにその以前において被告人等は適法に解雇され、被告人らは会社の間において従業員たる地位を喪失したのであるから、使用者に対して争議行為に出でることは許されないと判示した。

ところが、当時は使用者と被告人らとの間には解雇の有効無効、すなわち労働関係の有否をめぐつて争いがあり、被告人らはあくまで解雇の無效を主張して争議状態にあつたものである。しかも、被告人らがこれを争うについては十分の合理的な理由があり、その主張は相当法律上の根拠をもつていたものである。本件の場合、被告人らの解雇が有効か無効か、又は使用者との間に労働関係が存するか否かは、相当の法律的知識を有する専門家の間においても議論の有するところであり、その争いと主張とは相当の法律上の根拠が存在していたのである。

若し、原判決のいうように、労働者が解雇されて労働関係が存在しない場合には労働者は直ちに争議権を失い、争議行為をなし得ないとすると、労働者はすべて解雇を争うために争議することができないという実に驚くべき全く争議の現実を無視した議論になつてしまう。これでは、使用者は労働者を解雇さえすれば、すべてこれにより労働者の争議権を封じてしまうことが出来るという驚くべき議論になつてしまう。

労働者が解雇の撤回を要求してこれを争うため、これに対し争議行為ができないとする原判決（ひいて原判決が拘束

される最高裁判所昭和二五年(れ)第九八号事件の判決及び同じく昭和二三年(れ)第一〇四九号事件の判決）は、全く憲法第二八条の勤労者の「団体行動をする権利」、すなわち争議権を否定するもので、憲法違反であると言わざるを得ない。

六、いずれにしても本件生産管理は、旧労働組合法第一条第二項の正当な争議行為として違法性を阻却されるべきものであり、仮りに右法条に該当しないとしても、本件生産管理が諸般の情況から「真に已むを得ずになされた行為」であることを考えれば正しく緊急避難行為であつて、刑法第三七条により違法性を阻却されるべき場合にぞくするのである。

原判決はこの点について何ら検討も判断をもせず、単純にこれを有罪としたのは明らかに法令の適用を誤つたもので、違法性失当であり破棄を免かれない。

以上

昭和二七年(れ)第一一四号

判　決

本　籍　千葉県市原郡千種村大字今津番地不詳
住　居　茨城県新治郡山荘村大字本郷一六〇五番地　農　西浦治方
　　西　浦　良　治
　　昭和六年三月二〇日生

本籍並びに住居　茨城県新治郡七会村大字下稲吉一四三五番地　農
　　赤　津　汎
　　昭和六年六月一六日生

右被告人西浦良治に対する強盗予備、強盗傷人、銃砲等所持禁止令違反、被告人赤津汎に対する強盗予備、強盗傷人各被告事件について昭和二六年四月二三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人西浦良治の原審弁護人中山好一、被告人赤津汎から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人西浦良治の弁護人堀内正己及び被告人赤津汎の弁護人上山重徳の各上告趣意は、いずれも刑訴四〇五条の上告理由

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第一一四号

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第一一四号

に該当しない。しかも旧刑事訴訟法事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則（昭和二六年一月四日より施行）八条によれば、控訴審における有罪判決の証拠説明は、旧法事件についても、単に証拠の標目を示せば足りる旨規定されているから、原判決には、両弁護人が各上告論旨第一点において主張するが如き訴訟法違反はないのである。そして原判決の挙示する諸証拠を仔細に検討すると原判示の如き被告人等の犯罪事実を肯定することができるから、所論事実誤認の主張も採用できない。

その他記録を調べても刑訴四一一条を適用して原判決を破棄するに足る事由を発見することはできない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(れ)第一一四号

弁護人堀内正己の上告趣意

第一点　本件事案は刑事訴訟法施行法第二条により旧刑事訴訟法によつて審理判決せらるべきものであるが、原判決は旧刑事訴訟法第三百六十条に違反した理由不備の違法あるものと信じます。

旧刑事訴訟法第三百六十条第一項には「有罪ノ言渡ヲ為スニハ罪トナルヘキ事実及証拠ニヨリ之ヲ認タル理由ヲ説明シ法令ノ適用ヲ示スヘシ」と規定しています。之は裁判所が如何なる証拠に依つて犯罪事実を認定したかを判決書に明示し、之を見る者をして其の認定の由て基く所を了知せしめ以つて裁判の公正を確保する趣旨に出でたものであつて、従つて其証拠説明は一件記録を待つことなく該判決書自体に依つて其証拠の内容の如何なるものであるかを了知し得る程度でなければならない。原判決の如く証拠の名称標目のみを掲げて毫も其内容の如何なるものであるかを示さないことは如何なる証拠より演繹又は帰納して犯罪事実を認定するに到つたかの推理判断の理由を欠如するものであり、前記法条の精神を没却するものであることは大審院以来の判例とするところであつて、之に反する原判決は当然破棄を免れないと信じます。（同趣旨大審院大正十二年(オ)第二〇二二号、同十三年三月二五日判決刑事第六部決定刑事判例集三巻第二三九頁、並大審院大正十三年(れ)第一〇八九号同年八月九日刑事第三部決定刑事判例集三巻第七三二頁参照）

殊に原判決は

(1)　原判決は証拠の標目として第一に被告人等の当公判廷の供述を摘示しあるも、第二審の公判調書に於ては被告人三名は孰れも左記の様に其犯行を否認して居るものであつて之を犯罪事実認定の証拠となし得ないものであることは明白である。

被告人　西浦良治

（此の点で原判決は虚無の証拠に依つて事実を認定したことになる。

各被告人の第二審公判に於ての供述

(イ) 裁判長の問に對し被告人西浦は「久保田が先にあげられその短刀のことで私も擧げられ、警察でこんな書類ができているからくつがえすことはできないと云つて押しつけたのです」（記錄第六六三丁）

(ロ) 裁判長の問に對し被告人赤津は「そんな事実は全然ありません。警察で中澤も西浦も一緒にやつたと云うので、お前が否認しても駄目だから白状しろ、そうすれば明日にでも出してやるが、しなければ懲役十五年もくうのだからと青木刑事が云つたので出たいために云つたのです」（同第六六三丁）

(ハ) 田中弁護人の問に對し被告人中澤は

問　昭和二十三年十一月二十五日土浦に何時頃出掛けたか、

答　朝十時頃一人で映畫に出掛け途中で市役所に勤めている友達に会い地圖を見せられ、それから驛前のオデン屋で待つてくれと云はれ三時頃待つていたら金子という中学で一級下の人が來ました。

問　金子は何時頃歸つたか、

答　八時近くです。それから酒井を待つていたら川村と松本という二人を連れて來ました。

問　それからどうしたのか、

答　四人で八時過ぎの汽車に乘つたのです。大黒屋を川村が起しました。それから裏通りを通つて疲れたので四人で休み煙草を吸いました。それから学校の裏に出て国道から自分の村に行く道を通つて歸りました。途中で稻荷明神に行き酒井が地圖を見て三人で出掛けて行き自分は待つて居りましたが來ないので途中迄行つて見たら、わあわあ云つて居ましたので土浦の方へ歸りました。三人が出掛けるとき自分を奬めたのですが行かぬと云つて斷つたので

す。（記錄第六六三丁後半以下）

(2) 其の余の証拠標目中

一、司法警察官の被告人西浦良治に對する聽取書及び第一、二回訊問調書

一、司法警察官の被告人赤津汎、同中澤清に對する各訊問調書

一、檢事の被告人西浦良治に對する第一、二回聽取書

一、檢事の被告人中澤清、同赤津汎に對する各聽取書

の各証拠書類について之を詳細檢討すれば、(A)其謀議事実の点、(B)犯行当時の被告人等の服装、(C)遺留品中匕首に関する供述、(D)ハンケチ及び麻繩に関する供述等については後記の様に各被告人の供述とは一致せず、最後の司法警察官の訊問調書殊に最初自白した西浦の供述は殆んど其後の赤津、中澤の各被告人の（孰れも昭和二三年十二月十六日作成）に於ても殆んど一致したが、右は後記青木刑事の立会の下に於ける訊問に依る結果であつて第一審証人として本件取調べに主として当つた青木喜久彌（刑事巡査）第一審証人訊問調書中にも同人の供述として、中澤は最初に酒井と川村がやつた、中澤も一緒に近くまで行つた旨供述したこと赤津は犯行を否認し、当夜渡邊甚吾方へ肩叩きに行き九時半頃歸つたこと及当夜草履をはいていたと供述した様に思ふと供述しているのであつて、かかる調書はないが同証人は酒井と川村をやつたのは十日程前で別件だと思つて本件犯行を被告人等と確信したことに基いて捜査が進められたことは其供述によるも明かであつて、当初司法主任藤田三省とは違つた見方であつたが、同証人の取調中、現場の匕首は久保田賴男が西浦に賣つたものに相違ない旨の同人の供述を基礎として取調べた結果被告人等の供述が一致して來たので、右司法主任も被告人等を眞犯人と見る様になつた旨、又司法主任藤田三省の取調べの際傍に居たと思う旨第二審公判に於て証人として供述している点から觀るも取調官の熱心な取調べは年少の、世間も

知らない青少年には或は誘導訊問となり、或は強迫となるのは社会通念上通常生じ得ることであつて、この誘導訊問に基いて前記の如く最後の警察官の訊問に於て一致したものと見ることができるのである。加之檢事の被告人赤津、同西浦両名の聽取書に於ては取調官が全然代つた結果犯罪事実を認め乍ら後記の通り細部に至つての自白が前記調書と異る点を生じたのは虚偽の自白の特色と認められるのである。

(A) 謀議事実の点

(a) 西浦良治に對する司法警察官藤田三省の聽取書（二三、一二、一五日附）

十一月二十五日土浦驛前発午後五時柿岡行のバスの中で中澤と会う。「今夜俺の家に遊びに來い」——「來ないと承知しないぞ」——中澤が降りる時あれ持つて來いと云つて手を握つて突くような格好をする。私はドスのことだと判つた……。（記錄第二八丁以下）

(b) 西浦良治に對する司法警察官藤田三省の訊問調書（二三、一二、一六日附）

十一月二十五日午後四時三十分頃土浦驛前バス停留所でバスを待つて居るとき中澤と会う。今晩强盜に行くから匕首を持つて來い。（記錄五〇丁）

(c) 赤津汎に對する同日附右司法警察官の訊問調書

十一月二十一、二日頃の正午頃字内の柳屋へ煙草を買ひに行つた歸りに中澤と会ひ下稻吉の小学校分校の裏に連れて行かれ、二十五日の晩に荒稼をするから仲間に入れと强迫的に誘はれた。「他にもう一人仲間を見付けて三人でやる」——「家で待つておれ」根崎屋を這入らうと云はれた。（記錄第六三丁）

(d) 中澤清に對する同日附司法警察官の訊問調書

十一月二十日頃の正午頃と思うが赤津に会うつもりで下稻吉に行き宿通りで会つた。荒稼ぎしようと云うとやろうと云うことになつた。——赤津が根崎屋をやろうと云い根崎屋を十一月二十五日夜やることに決めた。赤津は繩を用意して置くと云つた。（記錄第七五丁）

西浦に相談したのはそれから二、三日過ぎた二十二、三日頃と思う。土浦驛前からバスに乘ると西浦も乘つていたので今晩俺の家へ遊びに來いと云つた。——夜七時頃西浦が來た。道具を持つて居ると云い中澤の家の前の庭で話し西浦は家に入らず歸つた。（記錄第七五丁—七六丁）

(e) 西浦良治に對する司法警察官藤田三省の聽取書（二三、一二月二一日附）

十一月二十三日頃の朝八時頃中根輝と甘藷を掘りに行く途中、眞鍋中学校（第一高校）の門近くの坂道のところで赤池の方から自轉車で來た中澤と出会い中根に先に行つて貰つて中澤と話す。——二十五日强盜に行くのだから俺の家へ來いと云はれた。（記錄第一三九丁—第一四〇丁）

(f) 中澤清に對する檢事服部良一の二三年一二月二六日附聽取書（記錄第一八八丁以下）

十一月二十日頃下稻荷の国道の小学校の入口の邊りで赤津に会つた。荒稼ぎをやろうぢやないかと話かけ赤津も賛成した。赤津に聞いて根崎屋に金があると教えられた。二十五日に迎いに行くからと云つて別れた。

十一月二十二、三日頃の午前十時頃眞鍋の学校の坂の所で中根と一緒に來た西浦と出会つた。二十五日に來い道具はないか、ドスを持つている、それを持つて來い。

赤津にはその翌日頃（二十三、四日頃）上稻吉の雜貨商火の見屋で会つた。近所の者でないと思はす為めに相談し、赤津は俺の所に㊞群馬八代と書いたハンケチがある、それで覆面するとよいからそれを持つて來いといつて別れた。

(g) 西浦良治に對する服部檢事の二三、一二、二六日附聽取書

前の司法警察官の聽取書（二三、一二、二一日附）第二項を讀聞かされて認む。

ドスの話も出た。持つているかと問はれ持つていると答えたところ持つて來いと云はれた。（記錄第一九九丁）

(h) 赤津況に對する服部檢事の二三、一二、二六日附聽取書（記錄第二〇六丁以下）

(一) 十一月二十日頃と記憶す、學校の脇道で中澤に誘はれた。

根崎屋を敎えた。

(二) それから二、三日後火の見屋で中澤に會つた。——中澤に何かうまいものはないかと云はれ、タンスの上にハンケチがあり、それにローマ字で群馬縣と書いてあつたのを思い出した、それを持つて來いと云はれた。

以上の各記載から見ると、西浦は初めバスの中で强盜の話と中澤と赤津がやつたらしいとの話を聞いて居たので出鱈目にも中澤清に誘はれて赤津況と一緒に强盜に這入つたことを自白したが謀議の点で困り十一月二十五日當日バス停留場で會い誘はれたと供述し、中澤が拘引されて之を否認し、最初酒井に當夜の宿を賴まれて酒井、川村、松本の四名で當日夜八時過ぎに汽車で神立に下車し、下稻吉に行つて電池を買うため大黑屋へ行き川村が起したが起きなかつたので學校の裏へ出て稻荷神社の森で休み、酒井が三人を連れて出掛け自分はしばらくそこで待つていたが。——酒井等三人が犯人だと申立てた（証人青木刑事の第一審、第二審供述參照）が右同刑事に認められず犯行を認め更に誘導訊問を受けて「バス」に關連する場所と「夜中澤の家に來い」と云つた西浦の供述に相應する言葉の誘導訊問を受けて、バスの中で今夜中澤の家へ來いとの自白はしたが、其日時が强盜當日である十一月二十五日と當日を十一月二十二日頃とで合致せず、場所もバス停留所とバスの中で一致しなかつたのである。之は明かに誘導されて虛僞の陳述をしたことを証明するものである。殊に中澤清に於ては西浦と赤津との謀議がどちらが先かは最重要な点であつて、赤津との謀議を先に述べた關係上西浦と謀議の日時も不合致となつたのであります。

尙强盜等の兇惡犯にあつては、犯人は單純性がある關係上事實犯行をした場合は一旦之を自白し認めると通常正直に且つ率直に之を認めるのが通例であつて、之を否認する場合は捜査上も相當注意すべきものであると同時に以上の様な供述の不合致は虛無の事實の陳述と見るのが社會通念に合致するのであります。

本件に於ては前記(a)(b)(c)(d)の供述內容が事件存否の信憑性の根本となることは右社會通念に合致するのであります。

爾後右不合致の謀議の日時、場所を西浦に詰問して西浦が芋を掘りに行く途中、中澤と會つたことを想起せしめて眞鍋中學校の間近くで會つた時に謀議したと自白せしめて今迄の供述の矛盾を解決したに過ぎないものである。

(B) 犯行當時の被告人等の服裝

(a) 西浦良治に對する司法警察官の第一回聽取書（記錄第二八丁以下）及び第一回訊問調書（記錄第四七丁以下）

西浦＝黑の詰襟服、紺サージのズボン、黑短靴

中澤＝鼠色のジャンバー、國防色のズボン、編上軍靴

赤津＝野良襦袢にモンペキ、下駄ばき

(b) 中澤清に對する司法警察官の訊問調書によれば（記錄第八〇丁以下）

中澤＝鼠色のジャンバーに黑木綿のズボン、赤短靴をはき無帽、這入る時目と口の間を手拭で鉢卷の様にしてしばりました。

(c) 赤津況に對する司法警察官の訊問調書（記錄第六八丁の裏）によると、

赤津＝紺の綿サージのヂャンバー、紺サージのズボン、駒下駄、帽子はかぶつてない。

とあるも、以上の供述に相當の相違があること虛僞の自白の顯現した特質である。

(c) 匕首に関する供述

(a) 昭和二三年一二月一五日附司法警察官藤田三省の西浦良治に對する聽取書（記錄第二八丁以下）中

「二五日午後五時半頃バスの中で中澤が降車の際『あれ持つて來い』と云つて手を握つて突く格好をした」

「赤津の家の前で腰に差して來た短刀を中澤に渡した」「それは久保田から五十円で買つたものである」

「中澤は犯行の際之を赤津に渡した旨」の供述記載があるに拘らず、藤田司法主任の呈示せる匕首については西浦

が久保田から買つた匕首に非ず、中澤の家の庭を出る時『これでやんだ』と中澤が云つた中澤の匕首である旨を供

述して居る。

(b) 同年一二月一六日附司法警察官藤田三省の西浦良治に對する第一回訊問調書（記錄第四七丁以下）中

西浦＝久保田から買ひ、家の裏のノボッチ（積藁）の中に隱して置いた匕首を持出し中澤の家へ行く——（記錄第五〇丁）

中澤ー又渡八寸位の匕首を私に見せて『今晩はこれでやんだ』——

犯行後家に歸つて匕首は白いハンケチにくるんで家の裏のノボッチの中へ突込み——。」

(c) 同日附同警察官の中澤清に對する訊問調書（記錄第七二丁以下）中

領置せる短刀を呈示する

「私が持つて逃げる時紛失したもの——（記錄第八〇丁）

それは今年（二三年）十月半ば頃土浦市富士崎町の疊屋をして居る十八歳位の壽美造という友人に會つて貸し呉れやと云つて借りて持つて居りました。

(d) 同年一二月一七日附右同警察官の西浦良治に對する第二回訊問調書（記錄第八三丁）中

十一月二十六日の晩六時頃殿里の菊田七平さんの門先で殿里の菊田茂（十九歳）と云う友人に預つて貰いたいと云つて渡してしまつた。

(e) 二三年一二月二一日附司法警察官藤田三省の西浦良治に對する聽取書（記錄第一三九丁以下）中

(i) 中澤が下稻吉の国道と神立への十字路の所で中澤が赤津にやるから寄越せと云う。（記錄第一四一丁）

(ii) 根崎屋の裏の庭の所で赤津は此処は親戚だから駄目だと云つて、何時中澤が赤津にやつたのか判りませんが私にドスを返して寄越した——私はそれを柄の方を下にして服の右側のポケットに入れて置いた。（記錄第一四三丁）

此時領置した短刀を示したるに

その短刀が私の持つて居たものに相違ありません。

賴男から五十円で買つて自分で柄をつけテープを巻いて置いて二十五日の晩に持つて行き最初中澤にやり、それを赤津から受取つて服のポケットに入れて、逃げる時紛失したものです。（記錄第一四五丁）

(f) 昭和二三年一二月二六日附服部檢事の中澤清に對する聽取書（記錄第一八八丁以下）中

(i) 兇器は何も用意して行かない。

(ii) 西浦は赤津を迎えに行く時持つて來たドスを取出して中澤に渡した。中澤は受取つてジャンバーの下にかくす（鞘なし）

(iii) この短刀で婆さん（鈴木うた）を傷害す。逃げる時失つてしまつた。

(g) 同年一二月二六日附服部檢事の西浦良治に對する聽取書（記錄第一九八丁）中

(i) 中澤がドスを持つているかと聞たので持つていると答えた所持つて來いと云はれ承諾した。これは昨年十月五

十円で久保田頼男から買つて家に置いたものである。

(ii) 中澤はドスを持つて行きませんでした。

(iii) 私の匕首は神立への四辻の所で中澤に渡した。

(h) 同年一二月二七日附司法警察官藤田三省の赤津汎に對する第三回聽取書

中澤が「赤津這入ろう」と云つて短刀を渡されたので、親戚だからうまくないと云つて又中澤に返したのであつて西浦に返さない。（記錄第二一九丁）

(i) 同年一二月二七日附司法警察官藤田三省の西浦良治に對する聽取書中

神立へ入る十字路の所で中澤に渡した。中澤が何処で赤津に渡したか判りませんが、根崎屋の庭で赤津が私に返して寄越した。（記錄第二二四丁）

中澤が持つて這入つた短刀は前に頼男から五十円で買つたものに相違ありません。（記錄第二二五丁）

(j) 同年一二月二七日附井手檢事の西浦良治に對する聽取書（記錄第二二九丁以下）

(i) 昭和二二年一〇月中旬久保田から五十円で買ひ、その後自分で持つて居た。

(ii) 押收の短刀を示す

十一月二十五日の晩自宅から持ち出して荒稼ぎをする時道具として稻吉の十字路で中澤に貸して——根崎屋へ這入つた時も中澤が持つて居り婆さんを切るのに使つた。

以上の如く被告人西浦の匕首に關する供述は余りにも變化しているのであります。

何故被告人西浦良治がドスを持つて行つて犯行をしたことを認め乍ら最後近くまで兇行に用いられた匕首と違う旨言張つたか？見せられたこの匕首は自分のものと認めるには余りに違い過ぎたか又は同被告人が之を自己のものと認め自白することが不利と認めたか何れか一方の理由によるものであることに相違ないが、既に强盜を認め、ドスを持つて行つたことを認めた彼には飽くまで之を否定する程重大な理由ではないと考えるのが通念であるのに反して、何等之に利害關係のない被告人中澤がこの短刀を示されてこれに相違ない旨を認め乍らそれは昭和二十三年十月半頃土浦市富士崎町の疊屋の壽美造と云う友人から借受けたものであると供述していることに重大な意義を見出すのである。

彼中澤はその短刀は壽美造の所有であることを知つて居た（少くとも彼はそう信じて居た）からこそ供述したのではなかろうか。斯く見ることは自然であり且つ彼が最初に青木刑事に酒井、川村壽美造、松本等三名と一緒に現場附近まで行つたことと三名が犯人であると自白した事実とに大きな關連を持つものであります。

最後に彼等兩名は此地方一番の不良の親分である久保田頼男のこの短刀は仲村丑松に作つて貰つて西浦に五十円で賣つたものに相違ないとの供述を眞実と確信する青木刑事の訊問と主張に屈して之を認めるに到つたと弁解する兩被告人の供述（第一審第二回公判以後かく供述する）が正しいのではなかろうか。

(D) ハンケチ及麻繩に關する供述

(a) 昭和二三年一二月一六日附司法警察官藤田三省の赤津汎に對する訊問調書（記錄第六〇丁以下）中

問 麻繩とハンケチはどういうものか、

答 麻繩—約一間位のもので細い。

ハンケチは白い木綿で、隅に字が書いてあつた。家を出る時算筒の上にあつたのを一寸とつてズボンのポケットに入れて行つたもの

領置した麻繩とハンケチを示す

何れも私の持つて居たものです。

何処で紛失したか判らない。

(b) 同年十二月二十六日附服部檢事の中澤清に對する聽取書（記錄第一八八丁以下）中

二十三、四日頃（西浦と会つた翌日頃）上稻吉の雜貨商火の見屋で会つた時たゝきをやつた後で近所の者がやつたと思はせない樣にする相談をした時赤津が「俺の家に「マル関」群馬八代と書いたハンケチがある——それで覆面したらよいからそれを持つて來い。（記錄第一九一丁）

(c) 同日附服部檢事の赤津に對する聽取書（記錄第二〇六丁以下）中

二十二、三日頃中澤と相談した際、算筒の上のハンケチにローマ字入り群馬縣とあるのを思ひ出し、根崎屋以外へ這入つた時現場へ落したら遠くのものがやつたと思うだろう——（記錄第二〇六丁）

犯行当日ハンケチはズボンのポケットの中に入れてあり、オーバーのポケットには二十四日に火の見の下で拾つた麻繩が入つていた。

その他は何も用意しない——（記錄第二〇八丁）

(d) ハンケチは根崎屋で落す筈ではなかつたがポケットが破れていたので落ちてしまつた。

このことは父から聞いてはつとした。（記錄第二一三丁）

同月二七日附司法警察官藤田三省の赤津汎に對する聽取書（記錄第二一九丁以下）中

麻繩は十一月二十四日晝（午後〇時半）柳屋へ煙草を買いに行つた歸りに火の見の下で拾つた。

取調べの際見たものに相違ない。

犯行の二、三日前中澤と相談した際二人で私の家へ行き、座敷の机の上で群馬と書き英語でYという字を横に竝

べて書き、その外にも書いたが忘れた。

硯がないので机の上に水を滴して墨ですり——汚れは洗つてしまつた——墨は斜に減つていたがこれも紛失してしまつた。

ハンケチに書いた理由は？

ハンケチにでも出鱈目書いて置けば遠くの者と思うだろう。

ハンケチは何処へ紛失したか判らないと申上げたが、実際は——物置の脇へ三人で隠れた時ポケットから出して二つ折りの三角にして物置の裏側に置いた。

此時領置したハンケチを示す

これが私のもので、物置の裏側に置いて來たものに相違ありません。その字は父の万年筆（青インキ）中澤が書いたものです。

(e) 同月二七日附井手檢事の中澤清に對する聽取書（記錄第二二六丁）

押收第三号ハンケチを示す

赤津が持つて居たものですが、本年十一月二十三日頃学校で相談した際、私が赤津方へ行つて犯行後犯人を捜される場合に遠くの他國から來た者であると云う証拠を殘すことがよかろうと赤津と相談の上、群馬縣八城正と私が赤津方の万年筆で書いたものです。（記錄第二二七丁）

(f) 同日附井出檢事の赤津汎に對する聽取書（記錄第二三二丁以下）

麻繩は私が十一月二十四日の晝休の頃火の見の下——二十五日の晩——相手をしばるために持つて行つた。

逃げる時根崎屋附近の畑の邊りで失つたもので――これに相違ありません。

との趣旨の供述記載があるも、

本件ハンケチ及麻繩については赤津汎は最初の訊問の際に既に認めている旨の供述記載があつて、其後右被告人は其ハンケチについて虚偽の言を彼此言う必要もなければ利益も存しないに拘らず、最初赤津の家にマル関群馬八代正と書いた証拠品のハンケチがあつたと云い乍ら後にその字は中澤が書いた字だと変更して居る。それは中澤が青木刑事に詰問されて出鱈目に自分が書いたと云つた為に之が供述を変更する必要が生じた結果に外ならない。

又赤津がハンケチを最初に何処で紛失したか判らないと供述し、後に「実際は西浦が一回目に戸を開けようとし家の中で起きた様子が判つて物置の脇へ三人で隠れた時にポケツトから出して二つ折りの三角にして物置の裏側に置いたのであります」と変更して居るのであります。

右供述の変更は被告人赤津には何等利害関係がないことが明白であつて、而かも右被告人が三人で隠れた際二つ折の三角にして物置の裏側に置いたと云つて忘れて居た為めの変更でなく、余りにも不自然な変更の言辞を用いて居るのであつて取調官の言に迎合した跡を有力且つ明確に立証して居るものであります。

其他本件については社会通念上疑問とする所は多く其一例として、赤津に對する司法警察官藤田三省の調書に於ては中澤が赤津に根崎屋に強盗に入ることを誘つたとあり、中澤に對する同人の第一回訊問調書には赤津が根崎屋にしようと云ひ出したことになつて居るが、根崎屋こと鈴木寅次郎は赤津の祖母の弟であつて親類へ入ることを相談したことも不自然であり、かゝる相談をしているに拘らず他の大黒屋や柳屋へ入ろうとして強盗の豫備をしたことも不自然である。

本弁護人は本件取調べに当つた青木刑事が不良の親分久保田賴男の言を過信して短刀を西浦の所有物と確信したこ

とと、其為め中澤の酒井、川村と一緒に行つたと云つても右二名に對する逮捕状請求が遅過ぎて右二名は中澤が逮捕された十日後逐轉して了つて其眞相が取調不可能となつたこと（青木刑事の第一、二審証言參照）酒井がかゝる強盗をする者でないとの推量を懐いて居たのに起因して、被告人等が無実の罪の裁判を受けるに到つたに非ずやと危惧の念に堪えないものである。

要するに原判決は以上の如く種々異る点を含み且つ相互に矛盾する供述があるに拘らず如何なる点を犯罪事実の認定の証拠に採用したか説示していないのであつて、舊刑事訴訟法第三百六十条第一項に違反しているのみならず採証の法則にも違反するものであると信じます。

(3) 原審第一回公判調書中被告人中澤清、同赤津汎の各供述記載之は第一審に於て右被告人兩名は被告人西浦良治が全然事実へ事実と同様に一切を認めた供述であつて、第二回公判に於て之を否認したものである。

之が果して眞実なりや、又は西浦が自白したに依つて被疑者になつたと彼を恨んで所謂抱合心中的の虚偽の自白をしたかが問題であるが、其供述後「被告人赤津は発言を求め、ちよつど申上げます。西浦が言つたので私達が擧げられたのです。私達が云つた後に西浦が擧げられて西浦がやらないと云うならばよいですが反對なんです」の供述記載は極度に西浦を恨んでいる言葉であり、之の供述と第二回公判以後の兩名の否認の供述と相俟つて言外に事実が相違して居る供述をしたことを窺知することが出來るのであつて、之の公判調書中の記載を以つては被告人等を有罪と認定することは眞実に合致しないものである。

(4) 原判決は其理由中証拠の標目として掲起した

一、第一審第二回公判調書中の証人鈴木うた、同久保田賴男の各供述記載

について考えるに

(イ) 鈴木うたは戸を開けた瞬間突き倒され、間もなく薪で頭を殴られて人事不省になつたことは右証言で明かであり且当夜は闇夜であつたことは実況見分書末尾にも記載せられてあつて他人の人相、身長、服装等を識別し居るとなす証言供述は信を措き難く、以つて被告人等を真犯人なりとなす証拠とは社会通念上なし得ないところである。

(ロ) 久保田頼男の供述記載は、本件短刀は仲村丑松に造つて貰つたもので、之を被告人西浦良治に賣つたものに相違なく、血流しを自分でやすりで作つたものであると明に主張するが、久保田頼男は此地方随一の不良の親分であり而かも第二審で証人として喚問した仲村丑松が「本件短刀を自分の作つたものと違うものと思う」と供述して居るのであつて、久保田の供述が信憑性のないものと云はねばならない。

然し久保田頼男と本件短刀との間か、又は本件犯人と久保田との間に何等かの関係があつて故意に之を西浦に結びつけているものと考えざるを得ないのであつて、之の証言は右仲村丑松の証言よりしても被告人等を断罪の証拠となすことは不適当なものと云はなければならない。

(5) 原判決中証拠の標目として掲起した中塚国枝及び石上得一提出の各答申書について考へるに

(イ) 中塚国枝（大黒屋）の裏戸でガサ〳〵音をしたとの趣旨のみでは、大黒屋方へ被告人等が強盗の為め這入らんとしたことの立証にはならない。

(ロ) 石上得一（柳屋）方の犬が吠えたことはあつても当夜居動不審の数名の者が附近を通つて居たことは事実であるから吠えたことは想像できるが、犬が証人たり得ない以上之を以て被告人等に對して吠えたとは云ひ得ないし、被告人等の供述が寧ろ他の三名の者を犯人と想定せしめるのであつて之では断罪のきめ手とはならない。

(6) 原判決中証拠の標目として掲記した爾余の証拠は何れも被告人等を真犯人となす証拠とは出來ない。

(7) 以上の様な次第であつて、真犯人は寧ろ第一審公判中逃亡して行方を不明にした酒井、川村等に非ずやとの感を懐かしめるのみならず

(イ) 第二審で之等の者を証人として喚問する当日、田中道之助弁護士方を川村澄三が訪問し、酒井、川村、松本が十一月二十五日に中澤と共に汽車で神立迄行き、大黒屋で電池を買うため川村が起したが起きないので、そのまゝ行つて学校の下で休み又明神の森で休んで、それから酒井と松本とが先に行き川村に來い〳〵と云うので川村も後について行つた。強盗をすることは森に居る時に大体判つて居たと述べたことは田中弁護士提出の手記（記錄第七六九丁表裏）によつて明白であつて、之に反する前記二名の証言供述は被疑者として之を否認するのが通例であつて信憑性がない。

(ロ) 被告人西浦良治は十一月二十五日は勤先の会社の電休日（金曜日）の前日であつて其夜工場長の儘田孝之助と其命令で大塚勇治を誘うて東寶の映畫を見に行つた。外国映畫であつて第一審証人儘田孝之助も、映畫見物は十一月二十五日だつたと思う。電休日前夜だつたし、映畫は新モンテクリストを見に行つたと云い（記錄第三四六丁）同証人青木刑事も新モンテクリストの東寶上映は十一月二十二日から二十八日であつたと述べており、同証人大塚勇治も、給料を貰つた日に映畫を一緒に見に行つたから十一月二十五日だと思う。映畫は東寶で新モンテクリスト（岩窟王）であつた。

十一時十分か二十分前歸つたと云つて居り、証人鈴木榮三郎は霞浦食品工業株式会社に勤めて居り大塚道雄も勤めて居て毎月二十五日が給料日であつて十一月は二十五日頃渡している旨陳述して居り（四八七丁）

西浦と同じく森谷製絲工場に勤める矢口和子は第二審で証人として、昭和二十三年十一月二十五日は金曜日の休電

日の前日であつて、西浦は大塚及工場長と三人で土浦の東寶へ映畫を見に行つたのは二十五日は給料日でもあり、月の締切日でもあるのでよく覺えている旨供述して居つて、被告人西浦良治の當日のアリバイは完全に証明されている点から見ても本件は當然無罪となるべき事案であります。

以上の如くであつて本件は原判決中の証拠の標目として列記された單なる証拠の掲記によつては原判決の認定した犯罪事実を認め得ないと共に、原判決は犯罪事実を証拠により認めた理由を説明して居ないのであつて破棄を免れないものと信じます。

第二点　原審は昭和二十六年三月十二日の第二回公判に於て被告人西浦良治に對する强盜豫備、强盜傷人銃砲等所持禁止令違反被告事件を本件より分離して審理する旨決定し、次いでさきに爲したる証拠調決定に基き召喚に応じ出頭したる鑑定人辻本直男を入廷せしめ訊問し（記錄六七〇丁）右鑑定人より文書による鑑定書を提出せしめたが其後右西浦良治の事件を併合する決定なくして慢然第三回公判に於て前記鑑定書其他の証拠調をなし、各弁護人に弁論をなさしめた上結審し原判決を宣告したのであるが、右は鑑定書に関する限り被告人西浦良治に對して適法の証拠調をなしたとは言い難く、之を証拠として犯罪事実認定の資料となしたことは舊刑事訴訟法第四百十条第一項第十三号の「法律ニ依リ公判ニ於テ取調フヘキ証拠ノ取調ヲ爲サザリシトキ」に該当するものであつて、此の点に於ても原判決は破棄を免れないものと信じます。

又右の如く分離後之が併合をしないで同一の判決に於て西浦良治を共同被告人として判決することも亦違法と信じます。

以上

昭和二七年(れ)第一一四号

弁護人上山重徳の上告趣意

第一点　原判決は犯罪事実を認めたる證拠として單に証拠の題目のみを羅列するに止まり毫も其内容を明示せざるものであつて、如何なる証拠の如何なる部分に依り如何なる事実を認めたるや其内容を推知することを得ないものであつて舊民事訴訟法第三百六十条第一項に違反し理由不備の違法あり、破棄を免れないものと信じます。

舊民事訴訟法第三百六十条は「有罪ノ言渡ヲ爲スニハ罪トナルヘキ事実及証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由ヲ説明シ法令ノ適用ヲ示スヘシ」とあつて之は必竟判決書自体によつて証拠の内容を了知せしめることが前記法条の精神であつて、本件の如く單に証拠の題目のみを列記することは右精神に違反するものとして違法なることは大審院以來の判例とするところであります。（大審院大正十三年(れ)第一〇九八号同年八月九日刑事三部決定刑事判例集三巻七三二頁及大審院大正十二年(れ)第二〇二二号同十三年三月二十五日刑事六部決定刑事判例集三巻二三九頁参照）

第二点　原判決は虚無の証拠を以つて事実認定の資料となした違法があり破棄を免れずと信じます。

原判決は犯罪事実を認定し其証拠として單に証拠の標目を掲記したこと前記の通りであるが、其第一に「被告人等の当公判廷の供述」を指摘してあるも被告人等三名は孰れも第二審の公判廷で終始犯罪事実を否認して居り遂に、

(イ)　被告人中澤清は酒井、河村、松本の三名が

当日中澤方に宿泊を頼んで土浦より八時過に汽車に乗り神立驛で下車し現場附近に到り川村が懐中電燈を持參したが暗くなつたので、大黒屋を起して電池を買わんとし起きなかつたので学校の処で休んで煙草をのみ更らに稻荷明神の森で休んで中澤清をそこに殘して三名で出掛け間もなく人に騒がれた事実があつて、前記三名が本件强盜傷人の犯人である

被告人赤津汎

と逮捕直後より陳述し一旦取調官の嚴重な詰問的取調によつて虚偽の自白をしたが第一審第二回公判以來第二審に於ても犯罪事実を否認して上記事実を主張して居ります。

(ロ) 又被告人西浦良治は司法警察官及檢事に對する供述に於ては、短刀は西浦に賣つたものに相違ない旨の久保田賴三の言を確信した青木刑事の取調べによつて止むなく虚偽の事実を自白したが、十一月二十五日は勤先の工場の電休日（金曜日）の前日であつて終業後工場長儘田孝之助と大塚勇治と一緒に土浦の東寶で新モンテクリスト（岩窟王）の映畫を見たこと及其日に誤りなしと供述し、第一審にては証人儘田孝之助、同大塚勇治、同鈴木榮三郎及第二審証人矢口和子が其アリバイを充分立証しているのであります。

(ハ) 又、被告人赤津汎も終始事実を否認し当日夜は渡邊甚吾方に按摩に行き午後九時半頃歸宅したのみであると弁解しているのであります。

以上の次第であるにも拘らず原判決では第二審公判廷で恰も被告人等が犯罪事実を認めたものとして之を犯罪事実認定の証拠としたものであつて、此の点で原判決は虚無の証拠を以つて事実を認定した違法があるものと信じます。

第三点　其他の点については被告人西浦良治の弁護人の上告趣意書記載の主張事実を援用致します。

以　上

昭和二七年(れ)第一四三号

判　決

本籍並びに住居　奈良生駒郡安福村大字西安堵七七九番地

税務署会計係

小　城　義　久

明治四一年三月二三日生

右の者に対する背任、業務上横領、無尽業法違反、公正証書原本不実記載行使被告事件について、昭和二六年九月二九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人稲田喜代治の上告趣意について

本件被告事件が公訴提起後原審判決まで七年余を経過していることは所論の通りで、まことに迅速を欠く憾みはあるが、たとえ裁判が迅速を欠いたとしても原判決破棄の理由とならないことは当裁判所の判例とするところである（昭和二三年(れ)第一〇七一号同年一二月二二日大法廷判決）。

また、原判決が証拠として援用している被告人に対する検事の第二回乃至第六回聽取書は昭和一九年一月一一日より三月二〇日までの間において、作成されたものであり、そして当時被告人は身柄の拘束を受けていないことは記録上明らかであるから、被告人の供述が不当に長期に亘る拘束の結果得られたものであるとの論旨は採るを得ない。その余の論旨は刑訴四

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第一四三号

○五条に該当しない。

また、記録を精査しても本件に同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

被告人　小城義久

弁護人稲田喜代治の上告趣意

原判決は憲法違反採証法則違背のものとして破棄さるべきである。

本件について被告人は昭和十八年十一月十一日より同年十二月十八日まで所謂行政検束により拘束され、一旦釈放されたが正月三ヶ日を除いて毎日出頭を命ぜられて取調を受け、改めて勾留予審請求されたものであつて、昭和二十二年二月十三日病を得て、保釈出所するまで実に勾留一年十ヶ月非合法勾束を合算すると約二ヶ年に亙る長期勾束を空襲下に受けつゝ取調られ敗戦といふ未曾有の大変革期を獄中に放置されていたのである。しかも遂に予審は有罪付公判の決定をなし得ず、予審制度廃止により直接公判審理を受けるに至つたものでこの一事をもつてしても本件は有罪の証明十分ならざるものと申すべきである。

昭和二十二年十二月二日、第一審判決あり、恐喝の公訴事実は無罪、他は有罪の認定を受けて控訴を申立てたが控訴審は旧刑訴事件の早急処理の大方針にも不拘、不当に遅滞し、控訴申立後三年数ヶ月経過して審理を開始し、漸く昭和二十六年九月二十九日判決となつた。原審では詐欺の公訴事実は一審の恐喝についで無罪となり、謂はゞ起訴案件の中心となり重点とされた事実は完全に無罪とされ乍ら傍系の附帯的な事実についてのみ有罪の認定を受けた曰くつきの事件である。

起訴されて原審判決まで実に七年七ヶ月、取調開始よりすれば八ヶ年に垂んとする間、被告人は不安の状態に置かれて来たものであつて、憲法に於て保証されている「迅速なる裁判を受ける権利」は全くふみにじられたものである。

右の如き経過をたどつた事件であつて、捜査並予審中当時の社会情勢等に鑑みるとき予審を含むそれ以前の各供述調書は採証上殆んど無価値であると言ふべく、被告人の供述に至つては将に「不当に長期に亙る勾束の結果得られたものであるこ

とはまことに明白であつて証拠力はない。事実関係についても原審に提出した「控訴申立理由の要旨」に述べてある通りであり、原審における沼田、武田、鍛内等各証人の供述は充分にその間の事情を立証しているばかりか、仮りに背任等の犯罪ありとしても第一審公判調書に相被告人太田政吉の供述として「小城は事務的な方面を担当していたに過ぎない」との記載あるにより明かなように被告人は全く事情を知らず正当なる事務行為として一社員として社命により事務処理をなしたのであるから、之に刑責を負はしむべき理はない。則ち犯意のない行為である。

然るに原判決は採証法則に違し、有罪認定の資料としているのであつて、要は原判決は憲法第三十七条第一項同第三十八条第二項に違反し、採証法則に違背したものとして破棄さるべきであると信ずる次第である。

以　上

昭和二七年(れ)第一五二号

判　決

本　籍　朝鮮慶尚北道大邱府加昌面主洞一六九番地

住　居　新潟県南魚沼郡浦佐村大字浦佐川原町　羽賀房吉方

土　工　田中三郎こと　八　岩　当四一年

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について、昭和二六年一月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人牧野芳夫の上告趣意について。

原判決は刑法六条一〇条に従い罰金等臨時措置法を適用せず軽い行為時法の食糧管理法九条三一条法定刑の範囲内で被告人を量刑処断しているのであるから論旨は原判決に対するいわれのない非難であつて、その理由のないことは明らかである。

なお記録を精査しても本件について刑訴四一一条に該当する事由はない。

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第一五二号

一〇月三一日判決　昭和二七年(れ)第一五二号

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四〇八条により全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(れ)第一五二号

弁護人牧野芳夫の上告趣意

第一点　原判決は左の如き第一審判決の事実認定を引用した。即ち「被告人は法定の除外理由がないのに拘らず昭和二十三年七月六日上越線浦佐驛長に對し製材屑を二十五屯車無蓋車一本として神奈川県足柄下郡眞鶴町加藤平治宛輸送方委託するに当り、自稱大阪の福島というものの所有と稱する精米五石八斗を米俵十一俵、南京袋六枚に詰め同人と共謀の上古製材屑の下積として隠匿し恰も製材屑を輸送するものの如く偽装し輸送の委託をしたものである」

而して法律の適用において原判決は「被告人の判示所爲は行為法によれば食糧管理法第三十一条、第九条、食糧管理法施行令第百二十二号に依る改正前の食糧管理法施行規則第二十九条に、裁判時法によれば以上の外罰金等臨時措置法第二条第一項に各該当するので刑法第六条、第十条に則り輕い行為法の刑に従い食糧管理法第三十四条を適用して……中略……被告人を懲役一年及罰金一万円に処し、なお諸般の情状にかんがみ懲役刑の執行を猶予するを相当と認め裁判確定の日から三年間右懲役刑の執行を猶予し」とした。然し乍ら被告人の判示所爲は、昭和二十三年七月六日であつて、罰金等臨時措置法が公布されたのは昭和二十三年一二月十八日であり、附則が施行されたのは昭和二十四年二月一日であるから刑法第六条の原則により、裁判時法である罰金等臨時措置法を適用して、被告人に一万円の罰金を科したのは刑法第六条の解釈を誤まり、又憲法第三十九条に違反するものと謂わなければならない。此の点において原判決は無効であり破棄を免かれない。

以上

昭和二五年(あ)第一八八七号

判　決

本　籍　三重県三重郡菰野町大字宿野二八番地
住　居　同県同郡桜村大字桜四九八番地
農　業　石川秋乃こと
小　沢　あきの
大正五年一一月九日生

右の者に対する詐欺被告事件について、昭和二五年五月二三日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。
本件を名古屋高等裁判所に差戻す。

理　由

弁護人富沢準二郎の上告趣意について、
所論は原判決は引用の大審院判例と相反する判断をした違法があるというのであるが、原判決は右判例と相反するなんらの判断もしていないのであるから、論旨は適法な上告理由とならない。
しかし職権を以て調査すると、原審の訴訟経過は所論のとおりであつて、原判決に署名した判事石塚誠一は原審の審理に

一〇月三一日判決　昭和二五年(あ)第一八八七号

一〇月三一日判決　昭和二五年(あ)第一八八七号　二

関与したものでないから原判決には審理に関与しない裁判官が裁判した違法があり、しかも右の違法は原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められるから刑訴四一一条一号四一三条により全裁判官一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　竹原精太郎関与。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

昭和二五年(あ)第一八八七号

弁護人富沢準二郎の上告趣意

原判決は審理に関与しない判事が判決書に署名した違法がある。

一、原判決の判決書（記録八十三丁）をみると左の裁判官が署名捺印している。

裁判長　判事　杉　浦　重　次

判事　若　山　資　雄

判事　石　塚　越　一

被告人小沢あきの

二、然るに、公判調書（記録八十三丁）によると、本件の審理は昭和二十五年五月九日名古屋高等裁判所で公判が開かれ即日結審していて、その審理に関与した裁判官は左の通りである。

裁判長　判事　杉　浦　重　次

判事　河　野　重　貞

判事　若　山　資　雄

三、然らば判決書に署名捺印した判事石塚越一は審理に関与していなかつたことが明瞭である。

四、然して、大審院の判例によれば審理に関与しない判事が判決書に署名した場合は違法なものとして破毀をまぬかれなかつた。（旧法第四一〇條第四号、旧法第六八條、新法規則第五五條）その主な判例は左の通りである。

昭和二年ク第一二二五号、同年十月二十一日第四刑事部決定法律評論第七巻刑訴一一三頁

一

昭和六年(ワ)第二六三号同年五月六日第三刑事部決定大審院裁判例第五巻刑事四二頁
昭和七年(ワ)第三九八号同年五月十二日第二刑事部決定大審院裁判例第六巻刑事三二頁

五、依つて、刑訴第四〇五條第一項第三号の事由があるので本件上告は理由があり、原判決は破毀を免かれないものである。

以上

昭和二七年(し)第一号

決定

仙台市土樋八三番地

被告人森三郎弁護人

抗告人半沢健次郎

被告人森三郎にかかる覚せい剤取締法違反被告事件に関し仙台高等裁判所が昭和二六年一二月一二日なした上訴権回復請求却下決定に対する抗告棄却の決定に対し、抗告人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は左のとおり決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

理由

本件抗告の趣意は、末尾添付の別紙書面記載のとおりである。

抗告趣意第一点及び第二点一乃至五について

論旨は、要するに原決定において「記録を調査するに被告に対する仙台地方裁判所の判決は昭和二十六年十一月十八日言渡され同月十二日弁護士半沢健次郎を弁護人に選任する旨を記載した弁護人選任届を同弁護人と連署の上仙台高等裁判所宛で原審に提出したことは洵に明らかであるが、斯る場合被告人において同弁護人より控訴を申立てたるべしと軽信し又は同弁護人において被告人より控訴を申立てたるべしと軽信して、孰れからも上訴せず法定の控訴期間を徒過した場合は、上訴権回復請求を認める場合に該当しないものと断ずるを相当とす」と判示して上訴権回復を容認しなかつたことは、昭和二年(ツ)第三号、同年二月一七日大審院決定に反する判断をしたものであると主張するのであるが、右判例は被告人が作成した控

一〇月三一日決定　昭和二七年(し)第二号

訴申立書の提出方を依頼せられた弁護士（第一審弁護人）がその提出を怠り控訴期間を徒過した事案について、かかる場合右弁護士は旧刑訴三八七条にいわゆる被告人の代人と認むべきものではないのみならず、控訴申立書の不提出につき被告人の責に帰すべき事由がないとして、上訴権回復を容認しているのである。

仍て右判例違反の論旨につき判断するに、

(一)　本件において原決定の認定した事実関係は、被告人においては控訴審の弁護人に選任した弁護士より控訴を申立てたるべしと軽信し、又同弁護士においては被告人より控訴を申立てたるべしと軽信して結局孰れからも上訴しなかつたというのであつて、被告人から同弁護士に控訴申立手続をとることを依頼した事実は原決定の認定していないところであるから、同弁護人は被告人のため控訴申立手続をとらなければならない立場におかれていたものということはできない。されば本件においては右判例における具体的事情を異にするものであつて、右判例は本件に適切でない。而して本件においては、控訴申立期間の徒過は被告人の軽信に基く過失によるものというの外なく、控訴審の弁護人として始めて選任された半沢弁護士はその受任の際控訴申立済みか否かにつき被告人に確めなかつた点に注意不十分の譏を免れないとしても、控訴申立手続をとらなかつたことにつき過失を責めるべき理由に乏しいものといわなければならない。

(二)　なお若し仮に本件において控訴審の弁護人に選任の際被告人から半沢弁護士に対し控訴申立手続をとることにつき暗黙の依頼があり同弁護士もこれを了承しながらその手続をすることを怠つたものと解され得る事情にあつたとすれば（この点前示のごとく原決定の判示しないところである。なお弁護士たる代理人により上訴の申立をなし得るものであることは当裁判所判例の認めるところである。）同弁護士の立場は控訴申立に関しては刑訴三六二条にいわゆる被告人の代人と解すべきものであることは、旧刑訴三八七条にいわゆる代人の意義に関し、論旨引用の決定後になされ判例を変更した大審院決定（昭和三年(つ)第五号同年五月一五日決定、昭和八年(つ)第一号同年四月二六日決定）の趣旨に徴し明らかなところ

である。されば論旨は既に変更された旧判例を引用して判例違反を主張するものであつて、適法な抗告理由とは認められないのみならず、控訴申立をしなかつたことにつき被告人のみでなく代人たる同弁護士の責に帰すべき事由があることとなり、上訴権回復の許されない結論となること(一)の場合と同様である。

抗告趣意第二点、六について

論旨は刑訴四〇五条所定の事由に当らないから、抗告適法の理由とならない。（論旨に関する原決定の所説は正当である。）

よつて刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一

昭和二七年(し)第二号

右弁護人半沢健次郎の特別抗告申立

第一、仙台高等裁判所の為した決定は昭和二年二月十七日大審院第二刑事部のなした判例に反するものであつて容認し得ないものと信ずるしかもその判断の理由は全く明示せられていないのであるが刑事訴訟法第三百六十二条によつて上訴権回復を認めた法意は単に天災地変のみならず人為に依つても上訴の提起期間を徒過するの已むを得なかつた場合これを救済するに在りその制限はこれが濫用により法的安全を害することを避ける趣旨であること明瞭であつて前記判例はこの趣旨に合致し民主的新憲法下これを維持すべきものと信ずるが本決定はこれを無視したもので当然取消さるべきものと思料する

被告人　森　三　郎

第二、本件は本年十一月八日仙台地方裁判所の右被告人に対し言渡した有罪判決に関するものであるが同月十二日付を以て被告人弁護人連署の弁護人選任届を提出して居り右選任届提出により被告人は当弁護人に於いて控訴申立書を提出するものと解し当弁護人は右被告人に於いて控訴申立書を提出済と解したことは明瞭であり一件書類により疏明十分である

二、斯る事実に対し昭和二年二月十七日大審院第二刑事部は上訴権回復を認めて居るのであつて只控訴申立書を弁護人に託したと否との相違はあるが控訴審に於いて新に選任せられた弁護人に控訴権ありとする新判例の立場から判断すれば本件の如く被告人が弁護人に於いて控訴申立を為すものと解したことと旧法時代控訴申立書を弁護人に託した場合とその法的事情を同じくする次第であるから右判例の解釈からすれば当然本件に対し上訴権回復を認むべきである信ずる

三、前記新判例の立場からすれば当弁護人に於いて控訴申立を為し得る次第であるから被告人に責ありと云うを得ない

四、当弁護人に何等かの遺憾の点あるは否まないが

(イ)「代人」に弁護人を含まないことは前記昭和二年二月十七日判例の示すところであつて不測の事由による上訴権不行使と救済せんとする法の精神に鑑み特にその制限が法の濫用を避けんとする趣旨であると解する以上右判例の解釈を正当とする理由が十分にあると考える

即ち「代人」を機械的代行者と解すればこれは常に本人の指図に従つて行動する者故本人と同一視して解するを正当とするも弁護人の場合は常に本人の指図によつて行動するものと解し難いのでこれを本人と同一視しその責を本人に帰し上訴権回復を認めないことは本人救済の趣旨に反する次第である

(ロ)「責」を軽過失迄も含むと解することは法の精神が救済に在ることを忘れた見解であると信ずる本件の場合弁護人は被告人或は原審弁護人において控訴申立済と解したことに相当の理由があり法に所謂「責」ありと云うを得ないと解する

五、以上の見解に反する昭和八年四月二十六日大審院判例は現下の特に人民の保護救済に重点を置くべき憲法下に於ける解釈としては採用すべきではないと信ずる

六、刑事訴訟法第三百七十四条によれば控訴申立は法定の形式なく法定期間内に提出せられた書面上原判決に不服の意思が明瞭であるを以て足りるがしからば本被告事件につき控訴提起期間内に被告人及弁護人の連署して提出した弁護人選任届は原判決に対する不服申立の意思を表示するに十分であるからこれを以て控訴申立と解することが相当であると考える。

以　上

昭和二七年(し)第四三号

決　定

大阪拘置所在所

申立人(被告人)　比　能　純　次　郎

右の者に対する詐欺被告事件について昭和二七年七月一四日大阪高等裁判所がした証拠調請求の却下決定に対し右申立人から特別抗告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件特別抗告を棄却する。

理　由

本件特別抗告申立の趣意について。

本案の記録によると、被告人は本件の第一審公判において昭和二七年一月一四日附起訴状記載の公訴事実全部を自白し、被告人及び弁護人は検察官の取調請求にかかる岡沢一男の供述書及び同人の検察官に対する第一回供述調書を証拠とすることに同意し証拠調請求について異議のなかつたことが認められる。即ち被告人は第一審において右岡沢一男に対する反対訊問権を抛棄しその他原審において新たに申請した証拠についても第一審において特にこれが証拠調請求のできなかつたことを認めるに足る事由は存しないから被告人はこれが証拠調請求のできたのにかかわらず、あえてこれを為さずその権利を抛棄したものといわなければならない。さすれば原審において為した所論証拠調請求は刑訴三九三条一項但書の場合に当らないと解すべきであるから原審が右証拠調請求を却下したからといつて何等訴訟法違背はなく従つてこれを前提とする所論憲法三一条三二条違反の問題も起らない。そして又憲法三七条二項によつていわゆる証人喚問請求権が被告人の権利として認

一〇月三一日決定　　昭和二七年(し)第四三号

一〇月三一日決定　　昭和二七年(し)第四三号　　二

められているからといつて直ちに裁判所は被告人の請求するすべての証人を取調べる義務を負うものでないことは既に当裁判所の判例とするところであるから右憲法の規定に基き原審が前記証拠調請求を却下したことを非難する所論も当らない(昭和二三年(れ)第八八号同年六月二三日大法廷判決、昭和二三年(れ)第二九九号同年七月一七日第二小法廷判決参照)。

よつて本件特別抗告はその理由がないから刑訴四三四条、四二六条一項により全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

昭和二七年一〇月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二七年(し)第四三号

被告人の特別抗告申立

昭和二十七年七月十四日大阪高等裁判所第三刑事部富田裁判長御審理、本被告事件第一回公判に於て、被告の証拠調請求を合議の上、却下せられた決定に対し、爰に、刑事訴訟法（以下法と略称）第四百三十三条同第四百三十四条及刑事訴訟規則（以下規則と略称）第二百七十四条に基き、左記の通り、特別抗告を申立てます。

左記

(一) 該証拠調申請は、法第四百四条の「第二編中、公判に関する規定は特則ある場合を除き、控訴の審判に準用する」との規定に基ゐて、法第二百九十八条、同第二百九十九条、規則第百八十九条、及同第百〇六条但し書に拠り、行なつたもので、請求の手続方式に就ては、何等却下の決定を受くべき理由のないものであります。

(二) 該請求は、控訴趣意書を差し出した後に提出されたものであります。故に既に差出されて居る控訴趣意書記載の趣意を帯同し、且、其の趣意の実践を便利化せんとする目的の下に提出せられたものなることは、其の控訴趣意書の内容と、申請証拠とを比較せらるれば明瞭であります。

是は、控訴審と雖も証拠調請求が出来る規定が本書前号に明示の各条に在ることを示すと共に、斯る場合の請求に際し之を説示するを得る規定が無いから、其の説示を付して居らぬのであります。

本被告事件に於ける既に差出した控訴趣意書には、

(イ) 起訴状記載の公訴事実が、真相と全く異なり、起訴状としての要件を具備せぬものであるから、斯る公訴事実に基ゐて行はれた裁判は、訴訟手続法の規定に違反した裁判であること。

被告人　比能純次郎

(ロ) 控訴趣意書記載の証拠は、法第三百九十三条但し書に特定の事由であつて、即ち控訴審に於て、必然的に取調なくてはならぬものであること。

(ハ) 其他。等を理由として、之等を立証する証拠を列挙したものであります。従て改めて証拠調請求を為さなくとも、高等裁判所に於て之を「是」とせられたならば、取調をさせらるべきは当然であるが、趣意書に列挙した諸証拠中最も単的に上記の理由を証明すべき証拠であり、且、此の人的証拠である当人が被告事件の告発者であるから、規則第百二十四条に拠る対質尋問を行なはれたならば、事実の証明に直接的効果があるべきを考慮し、趣意書提出後、更に、諸証拠中より摘出し優先取調を請求したのであります。故に、若し、裁判長が、事実の取調を行なはれなくとも、趣意書に拠つて其の記載事実を是認せられたものならば此の請求を却下せられても、被告人は異議はないが、然らざる限りは、却下せられた此の請求の証拠は、法第三百九十三条但し書に特定せられて居る証拠であると共に、第一審に於ても、此の事件に就ては未だ一回も、被告の主張する之等の証拠調を行はれた事がなく然も被告が取調請求を主張する証拠は、事件の真相を立証する証拠であつて、規則第二百〇四条に規定されてある通り、検察官の提示した証拠に対する反証の取調請求権のあるものであるにも不拘、一回だに其の取調が行なはれて居ないのでありますから斯る特別の場合に於ける証拠調請求に対しても尚、控訴審に於て今回の決定の如く、証拠調請求を複審制度に非ずとして却下せらるれば、夫れは、恰かも検察官の主張は凡て是にして、被告の申立は悉く非なりとする重大なる偏見に囚はれた結果、法第四百四条の準用規定を無視し、且、法第三百九十三条但し書の特則を不法に抹殺して、以て、憲法第三十一条の「法律に定める手続に拠らないで自由を奪ひ、又は其他の刑罰を科せむ」とするもので、同時に、憲法第三十二条の「裁判所に於て裁判を受ける権利」即ち「遵法の裁判」を受ける権利を奪ふものであつて、明確なる右、憲法両条の違反であります。

(ニ) 第一審に於ては被告事件は二個の起訴状があつて、一つは無罪になつたのでありますが、此の無罪になつた事件に就ては、検事の提示の証拠に対し、被告提示の事件の真相を立証する証人の召喚がありましたが、控訴せる此の事件に就ては、控訴趣意書記載の理由に依り、一回も被告の主張した証拠に就ては取調が無かつたのであります。従て、七月十四日の控訴第一回公判の冒頭、富田裁判長が被告に説示せられた「現行控訴審は複審制度のものではない」と云ふ理由に依つて証人尋問を許されない事は、訴訟の合理化、簡素化を企るために、書類審判を主として、複審を特則的とした現行制度を曲解せらるゝものであつて、事案の真相を立証するものにあつては、複審の絶対必要であり存置せられて居ることは、法第四百四条の準用規定が公判の証拠調の規定を除外して居らぬことに見るも明瞭であり、又、法第三百九十三条の本文及但し書は、必然的証拠調の控訴審に於ても厳然存在することを明示するものであつて、殊に、憲法第三十七条二項の「凡ての証人に対する審問の機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続に依り証人を求める権利を有する」と云ふ条文は、請求権のみの実現権なき空文である筈は無く、然も此の条文の適用は第一審に対してのみ有効でなく控訴審に対しても、亦、如何なる裁判争訟に於ても刑事被告人に付与せられた権利でありまして、一審二審を通じて、起訴事実が真相でないことを立証するに足るべき反証を保有する被告人が正当なる手続を執つて行なつた証拠調請求に対して、事件発生以来、未だ一回と雖も取調べて居られぬ事が明らかであり乍ら、二審であるが故を以て其の請求を却下せらるゝことは、明白なる右憲法第三十七条二項の違反であります。

以上

昭和二七年(し)第四三号

被告人の既提出の特別抗告申立に関する申述

昭和二十七年七月十八日附当被告人の大阪高等裁判所第三刑事部に提出致しました最高裁判所に対する特別抗告申立書は、同月十四日公判に於ける決定に対する特別抗告であつて其の期間五日間の内に原裁判所に必着のものでありますから在監中の当被告人は、其の手続上、執筆に、一日を得たのみで、申立書に意を尽すを得なかつたため、爰に、右申立書を補充の目的を以て、刑事訴訟規則第二百九十六条及同第二百九十七条に依り左記の通り、本申述書を提出致します。

被告人　比能純次郎

左記

一、前記特別抗告申立書事案の決定が明らかに憲法違反であると云ふ理由に就て、更に次の敷衍を致します。

若し仮に、刑事訴訟法（以下単に法と略称）第四〇四、三九三、四一四の各条の規定が現行のものでなく且、「上訴審に於ては、事実調は絶対に出来ない」と云ふ法律又は規則が訴訟規律として制定されて居ると仮定致しました場合には、憲法三十一条及七十七条に「刑罰の裁判は法律及規則に定むる手続に拠らねばならぬ」とあるから、仮令、第一審に於て、被告人側主張の証拠調が行なはれなかつた結果真相とは全く異なる事実に基く誤認の裁判があつた場合当然被告人は其の保有する証拠の取調請求を上訴審で行なふことでありませう。斯の場合に於ても、控訴審では其の請求を却下して、証拠調を行なはなくとも可である、夫れは、前記の如く「上訴審での証拠調は絶対に出来ない」と云ふ法律、規則の規律があり、且、「憲法上、法律及規則に拠る手続に於てのみ刑罰裁判が行なはれる」のであるから「此の証拠調の請求の却下は何等憲法違反ではない」と考へるものが有ると致しましたならば、夫れは眼前の条文に囚はれて、日本憲法制定の根本義を、全然誤まつて解釈して居るものと云はねばならぬのであります。何となれば、日本憲法は、刑罰裁判の訴訟手続は、法律及規則に拠るべ

きを規定して居ると同時に、其の三十二条に、国民に対しては「裁判所に於て裁判を受ける権利」を、刑事被告人たるものに対しては、其の三十七条第二項に「凡ての証人に対する審問権及強制手続に拠る証人召喚請求権」を付与して居るのであります。法及刑事訴訟規則の各第一条に「事案の真相を明らかにし、公正を図る様に解釈する」ことを儼然制定せるに拠つて見るも明白な通り、「裁判所に於て裁判を受ける」裁判とは、真正の実体を対象として。其の公正を図る様に法律及規則の解釈を致して裁判することを指示して居るのであつて、たとへ、法律、規則及至憲法を以てすら基礎として成立したものであつても実体を遊離した観念上の事実を対象として裁判したものは、憲法上の裁判所に於てする裁判ではない事を規制して居るのであります。

抑々、国政とは、国事、立法、行政、司法の綜合であつて、「国政の権利は、国民が之を享受する。之は人類普遍の原理であつて、此の原理に反する一切の法令は勿論、憲法と雖も之を排除する」と、日本憲法前文は宣言を付して、其の制定の本義を明らかにして居るのであります。司法の効果は国政の重大なる一端であります。かりそめにも憲法が其の第三十七条第二項に於て、前述の如く審問権、証人強制召喚請求権を刑事被告人に付与して居る事実は、国民に享受せしむべき国政上の福利の最も重大なるものであつて、仮に、法律、規則、命令に第一審以外の裁判に於ては証拠調を行ふことが出来ないと云ふ規律があつたとしても、右憲法前文の示す憲法制定の本義に拠つて、必ずや斯る法律規則命令は勿論、憲法自体でさへも、直ちに以て排除せられねばならぬことを明瞭にして居るのであります。憲法前文の法的の効力は、憲法制定の現実と原由である其の実質に於て、憲法の効力の現実と、其の根元的効力とであります。従つて、憲法前文の指示する意義以外には、憲法及其他の法令の法文の効力は無いのであります。即ち、「前文」の指示する意義以外の解釈は、現実と其の根元とから游離せるものであつて、斯る法文の解釈は、其の法文の効力を失なはしむるものであること明らかであります。況んや上訴審判に於て事実の取調即ち証拠調が出来ないと云ふ訴訟規律は無く、既述の如く法第四〇四、三九三、四一四各条に、

上訴審判に於ける証拠調の制度規律は、特定せられて居るのでありますから、複審不可の理由を以て却下せられることは、誠に法の解釈が公正で無いのみならず、被告人が控訴手段に拠つて第一審に於ける証拠調の無かつたことの事由を疏明し、且、被告側提示の反証の取調が全く一度も無かつたことが事実である以上、憲法制定の本義に従ひ、同法第三十七条第二項に基ゐて証人請求及審問権を被告人に行使せしむることは、絶対必須の訴訟手続であつて、本被告事件に於ては控訴趣意書記載の事実に対する裁判長の是認ある場合を除ゐては、証拠調請求を却下せられたことは、明瞭なる右憲法第三十二条及第三十七条第二項の違反であると思料するのであります。右の通り申述致します。

以上

被告人の既提出の特別抗告に関する申述（第二）

被告人　比能純次郎

(一)　頭書の特別抗告申立書の方式及手続に就ては左記に基ゐて為したのでありますから違反若くは缺欠は無かつたものと信ずるのであります。

高等裁判所に致された証拠調請求に対する其の却下の決定は、刑事訴訟法（以下法と略称）第四百二十条の「訴訟手続に関し判決前にした決定」であります。法律上の手続とは、法律事実の成立要件が成就する段階の事実であります。公判の手続とは、公判成立の諸条件の成就の段階を云ふのであり、裁判の手続とは、裁判成立に要する諸条件が成就するための段階である事実であります。訴訟とは判決を究極とする争訟行為の総称であります。判決は事実の認定を其の成立の必須条件とするから、事実を調べなくては判決には到達しない。法第三百十七条に拠つて事実の認定は証拠によるのであるから、事実の取調、即ち証拠調は、判決を究極とする訴訟の要件であること明らかであります。而して、刑事訴訟規則（以下規則と略称）第百九十条に依り証拠調は決定を以て為さねばならぬ故に、其の決定若くは其の請求の却下の決定は、訴訟の要件である証拠調をするや否やを定める、即ち訴訟成立の要件成就の段階である事実であるから、訴訟手続たること明らかであります。

判決は法第三百四十二条により公判廷において宣告されるから、公判は判決の成立要件の一であります。又、証拠調は法第二百八十一条、同第百五十八条、規則第百九十四条乃至百九十四条の四に拠る場合でも、法第三百二十一条乃至三百二十八条の特則のとき以外は法第三百三条に依り更めて公判期日に取調べなければ効力は無い。即ち証拠調は原則として法第二百九十二条、三百三条乃至三百七条に依り公判期日に行はれなければ「法定の証拠調」ではない。法第二百八十二

条は、公判期日の取調は公判で行ふことを定めて居るから、証拠調は、公判を開く要件の一であると共に「公判」は「証拠調」の原則的成立要件であります。故に証拠調を行ふか否かを定める法的段階である「決定」は、其の証拠調の成立要件が公判であるから、公判を開くか否かを定める法的段階、即ち公判手続の一であること明らかであります。公判準備に於ける規則第百九十四条の三の第九号には、「証拠調をする決定又は其の請求を却下する決定」は公判準備手続の一であると規定して居り、同百九十四条の四は、「準備手続は合議体の構成員に之をさせることが出来る、但し前条第九号の決定は、この限りでない」と規定して、明確に右第百九十四条の三の第九号の「証拠調請求の却下の決定又は証拠調の決定」は裁判所又は裁判長に限つてすることが出来る「準備手続」である、と規定して居るのであります。此の事実は、公判準備又は公判に於ける証拠調の決定若くは其の請求却下の決定は、公判準備手続又は公判手続であることを証明致します。而して右の規則の条文は、合議体の裁判の場合を含む規定でありますから、地方裁判所の裁判所法第二十六条第二項の裁判及高等裁判所の裁判の場合をも示すもので、即ち高等裁判所で行ふ「証拠調をするか否かの決定」は、明らかに公判手続若くは公判準備手続であると明示するものであります。既述の通り「判決」は訴訟の究極であつて、必ず「公判」で宣告せねばならぬ。従つて判決の成立要件である「公判」は、訴訟の究極への段階である事実、即ち、訴訟手続であります。故に公判手続である高等裁判所のした証拠調請求却下の決定も亦訴訟手続であること既述の通りであります。又、既述の通り「証拠調」は「公判」を開く要件の一であり、「公判」は「証拠調」の原則的成就要件でありますから、「公判の規程」は「証拠調に関する規定」であり、「証拠調の規程」は、即ち、「公判に関する規定」であることも亦論理上明白であります。故に法第四百四条の「公判に関する規定」を控訴の審判に準用する、と云ふ準用規定は、即ち、「証拠調の諸規程」をも控訴の審判に準用することをも指示して居ることに相違はないと信ずるのであります。斯様に、証拠調は判決を究極とする訴訟の要件ではありますが、裁判制度の進歩の顕著なる今日に在つては、原則として第一審に於て完全に証拠調が

行はれ、訴訟関係人は事実の取調に就て夫れ以上の請求は為さぬとして上訴審判には、特定事項に付、書面審理を主たる手続とする制度として居るのであるが、此の事実は訴訟制度の事項に属するのであつて、裁判の本質は「事実の真相に基く判断」「事実の認定は証拠による」であつて、二審、三審と雖も、裁判である以上、未だ真相が究極せられて居らぬ事実が存在し、然も其の事実が未だ一回も取調べて居らぬ証拠で、刑事裁判の目的事項の立証に不可欠のものである場合には、上訴審であるとも、飽く迄も証拠調の規定に憑拠して事実証拠の取調を行ふべきことは、古今、東西不易の裁判原理であり、制度の改変、進歩の如何に拘はらず、永遠に誤まることの出来ない厳粛な「裁判の本質」であります。斯かなればこそ憲法は其の第三十七条第二項の権利を、一審上訴審等の審制を限らないで、刑事被告人に賦与して居るのであり、又法第三百十七条は、事実の認定は証拠による、と定め、法第一条は、事案の真相を明らかにすることを刑事訴訟法の目的と定めて居るのであります。故に事実の取調に就ての規定乃至証拠調の規定及其等の準用規定は上訴審の規定にも必ず付け定められ、又、誤認の事実、再審を請求することの出来る事実等のある場合は破棄差戻に依り上級審の拘束力ある下級審の証拠調が行はれるのであると信ずるのであります。由之観是、証拠調及其の決定若くは其の請求の却下の決定は、各審を通じての訴訟手続でありますから、当特別抗告事実の決定も、既述の通り法第四百二十条の「訴訟手続に関し判決前に行はれた決定」であること明かで、抗告も異議申立も出来ないものであるから、法第四百二十三条に拠り違憲理由に基く特別抗告を上訴した次第であります。

(二) 本特別抗告事案の決定が違憲である証拠、理由を再応追次申述するに先立ち、其の原因たる控訴趣意書及証拠調申請書に挙示の証拠及理由を四項に要約し、左に記述致します。

(い) 検察官は、違法且無効の公訴事実及訴因を以て被告を起訴せられたのであります。被告は山久株式会社なる一問屋営業の法人と取引し、其の営業所及被告の営業所で該取引の一切を為したのであつて、起訴状に被害者とせられて居る三田

繁雄外二名は、起訴状を見て初めて知つた存在である。此の三田外二名は、被告と山久会社との取引商品の、元来の山久会社への委託者であります。山久会社は、大阪船場の純然たる問屋営業者でありますから、商法第五百五十一条乃至第五百五十三条及民法第百条の規定に依り、他人のために為した販売又は買入に因り相手方に対して自ら権利を得、義務を負ふものので、相手方が何等かの理由に拠つて其の債務を履行せぬ場合に於ては其の履行を為す責に任ずるのであり、又、本人の為めにすることを示さずして為した意思表示は自己のために之を為したるものと看做すのである上に、山久会立は始めから、其の商品は自己の買思惑失敗の手持品であることを被告に表示して取引したのであつて、其の証拠が現存するのであるから、此の商品の取引は、最初から山久会社なる問屋営業者と被告との取引事項であるのは勿論、山久会社に対する元来の此の商品の委託者である三田外二名に対しては、被告は事実上にも法律上にも何の関係もないこと明瞭であります。其の上、山久会社が被告との間の其の取引に重大なる瑕疵行為が趣意書に詳細記述の通りにありましたので、支払代金総額及経費負担額に就て減額の折衝中であつた事実、及、被告の支払意思及能力のあつた事実等に就て、譬へば相手方が契約に反した最悪の状態に於ても尚且現金を持参して支払の交渉をした事実を始めとして、上述の諸事実を立証する証拠を、列挙して控訴趣意書及証拠調申請書を差出したのであります。抑も、商法及民法の規定に背反せる事実は、違法の事実であります。法例第八条に拠るも明らかな通り、法律行為の方式は其の行為の効力を定むる法律に依るのでありますから、商行為の方式に就ては、商法及関係民法に依らねばなりませぬ。故に、此の商法及民法に背反する事実は、刑事訴訟の上に於ても違法の事実であります。前述の通り商法及民法は、問屋営業者と委託者との関係は、其の商品に就ての其の問屋の対手方に対しては何等の因果を有せぬことを明らかに規定して居るのであつて、又、問屋の商品取引上の瑕疵行為のために其の支払金額の減額を折衝の上、支払ふ事は、商法上適法の行為であり、公序良俗に反する事実ではないこと明白であります。然るに不拘、検察官は、委託者たる三田外二名に対し

て、問屋よりの買入相手方たる被告が、因果あり、とせられたことは、即ち、此の商法の規定に反する違法の行為であります。憲法第三十九条は、「実行の時に適法であつた行為は刑事上の責任を問はれない。」と定め、同第九十八条一項は「此の憲法の条規に反する法律及国務に関する其の他の行為は、其の効力を有しない。」と規定して居るのであります。違法にして違憲である検察官の行為、即ち、此の公訴事実は無効の公訴事実であります。法第二百五十六条第二項第二号の公訴事実として成立せぬ無効の公訴事実を記載した起訴状の提起は、未だ告訴せられて居ない親告罪や刑法第二百五十七条の犯罪を起訴せられたものと同様、公訴の提起の手続を誤まつて居らるゝこと明瞭であります。故に趣意書にも此点を十分に証拠を列挙して申立て、亦、証拠調申請書にも其の事由を明示して請求したのであります。

(ろ) 第一審に於て被告側の証拠が全然取調べられなかつた事実は、譬え、被告人側の訴訟手続上の欠陥からその請求が無かつた場合でも、被告人の陳述答弁等に、公訴事実及其の訴因が全然真実でないこと、事案の真相、犯罪の不成立を証明する事実等の証拠事実の実在が客観的に明白であるのに夫れを取調べなかつた事であつて、法第三百八条の証拠の証明力を反証等で争ふために必要な適当の機会を与ふること、及、法第一条の事案の真相を明らかにすること、を第一審が為られなかつたのを顕はすものであります。法第三百八条の規定に拠る裁判所の義務は規則第二百四条の告知をした事のみを以て完了せられたとは云ふを得ぬのであります。審理中の被告人の陳述、答弁等に現はれた事実を、裁判所が検察官の挙証と比較検討し之を考査する努力を与ふることは、相手方の証明力を争ふために必要とする適当なる機会を与へた一つであります。又、検察官挙証の事実とは全然異なる主張、即ち反対の事実が陳述せられた場合、其の証拠事実を全く取調ぶることなくして、検察官の挙証のみを取調べて審理を終結した裁判所があつたならば、夫れは、其の陳述が無根の事実であることの確証を裁判所が有する場合を除ねては、客観的には事件に就て裁判所が偏見又は予断をせられたと考へるより外には、法第三百十七条の規定に拠る証拠裁判主義の現行刑事訴訟に於ては、到底想致することの得

ぬ事明らかであります。即ち、被告人が相手方と全く反対の証拠事実の存在を主張し、裁判所が其の主張の無根たるを立証する証拠を有せぬ限り其の主張する処の事実証拠に就て、取調不可能の場合を除ぬては、取調ぶることこそ、実に、証拠の証明力を争ふために必要とする適当なる機会を与ふるものではないでせうか。刑事訴訟法は規則第二百四条の告知さへすれば足れり、即ち、通達義務のみを以て裁判能事足るとする様な訴訟手続を定める理由のない事は其の第一条を以て見るも明らかでありまして、第一審は、証拠の証明力を争ふために必要とする適当なる機会を、被告人に与へなかつたのであります。此の缺欠を補ふため控訴審に、更に証拠調の請求を行なつたのであります。

(ハ) 事実と違ふ起訴状を基礎として、被告の陳述に就ては証拠調がなく判決せられたのであるから、一審が事実を誤認せられて居ることは明らかで、其の誤認の事実に就て、夫れを立証する証拠を列挙して控訴審の取調を請求したのであり、列挙の証拠の数の半は、二審に於て新たに挙証したもので、法第四百三十五条第六号、即ち、第一審判決以後に於て新たに発見せられた証拠であつて、有罪判決確定後ならば再審の請求が出来る、「明らかな証拠」に該当するものであります。

(ニ) 被告は山久会社に対して数回に亙り連絡督促したにも不拘、責任者たる岡沢の不在を口実にして、一向に要領を得ず、事が落着せぬので、業を煮やした被告は、九月十日頃、早暁自働車で岡沢の自宅を訪ね、其の寝込を押へて、之に同乗を求め、本田二丁目の森千代子方に於て、既定の約束に基く金額の現金を本人の前に並べて、其の受取書を請求した処岡沢は同社の専務に話を付けて、予ての約束の通りにさせるから、正午迄待つて呉れと、一旦帰社し、約束の時刻には、刑事巡査を連行して来たのであります。

当日迄は、山久会社からは勿論、警察署等から、被告の事務所に対して、通知、照会、召喚、連絡等は一因も無かつたのに、突如、商業上の交渉の現場へ、警察員を連行して来たと云ふことは、右山久会社が自己の非を蔽ふて、その瑕

疵行為に因る支払の減額を免れ、被告が現金を持参せるを見て、計算全額を取上げようとした魂胆であること明らかで、商人としての行為にあまるじき懇親の警察員を利用し、斯る行為に出たのは、被告の自由及財産に対して急迫不正の侵害を加へむとしたこと明らかで、被告は控訴趣意書記載の理由に依り、其の侵害を防衛し、危難を避けたものであります。即ち山久会社は、自社が不正の行為に拠つて取引に失当失敗し、ために委託者に約束の期日に支払ふことが出来ない、支払へても、買入の相手方たる被告からは、正規の金額を支払つて貰ふことは絶対に其の請求の権利がないことを其社自身認知して居るのであるから委託者に対して実状を知らせることが出来ない。故に遇々現金を持参した被告を見て好機至れりとなし、自己の非を蔽ふて一挙責任を被告に転嫁し、あはよくば、正規の計算高をせしめよふとして上記の手段に出たこと、瞭然たる事実であります。当日及其の以前には、寸毫も、逮捕状其他、正当なる司法警察行為上の手続、現行犯人に非る被告、正式に事務所を有し、然も被告の事務所には、其の備付の電話を利用して、同警察署の当該地区巡廻警官は、毎日所用の本署との連絡に被告方へ来て居るのであります。斯る所在の判然たる被告に対し、右の正当な手続は全然執られて居らぬことを御審査せられても事理明白であります。

以上の事実証拠を列挙して控訴審の御取調を請求したのであります。

(三) 以上(二)の(ハ)乃至(ニ)に記載の事実は、証拠調申請書及控訴趣意書に記載の事項であります。法第三百九十二条は、控訴趣意書に包含する事項は、控訴審が之を調査する義務があることを規定して居るのでありますから、控訴審は、委託者と其の問屋との間の委託事項には、法律上何等の関係のない、「其の問屋よりの買入の相手方」である被告を捕へて、元来の委託者に対して支払責任があるとした、起訴状の事実を調査せられた筈である。

被告の不払は不払であるから結局同一である、とせらるゝならば、夫は、落したものも盗られたものも、何れも無くなつた事は同一であると法律家が云ふのと同様、法律事実と現象たる事実とを混同するもので、裁判を無用にするものでありま

す。それとも、控訴審は、起訴状の事実が真正であつて、被告主張の事実は無根であると云ふ証拠を、其の調査に於て発見せられたのでありませうか。然らざる限りは、問屋に委託した者と、其の問屋から買取つた者とは、因果関係は無いと云ふ法律事実、即ち、百貨店卸部に於て物品を買取つた買入権と、其の百貨店卸部へ其の物品を売つた委託売込者との間には何の関係もないのに、百貨店の不払の故を以て、其の百貨店よりの買入者を不払者なりとして、元来の売込者が訴訟した事実と同様、斯る明々白々の法的事実を、柱げて被告に責任ありとせられた起訴状の重大なる誤謬を指摘せらるべき筈である。又、其の順序として、真正の事実を証明するために被告が挙示した証拠を、何としても一応、事実ありや否やに就て取調ふる必要が必然的に生じなければならぬこと明らかである。即ち、法第三百九十三条第一項により訴訟関係人の請求により又は職権で事実の取調が出来る事態に在らねばならぬ。被告人は、此の事態に於て、特に此の人的証拠の事実調に於て、対質訊問が最も効果的であると考へたから、趣意書事項に加へて、更に証拠調申請書を提出したのであります。然るに控訴審が其の請求を却下し、何等の取調を為さなかつたのは、偏見又は予断があつたか、被告の主張は無根であると云ふ確証があつたか、然らざれば、取調ぶることが出来る事態に在り乍ら出来ることを不法に、致さなかつた、又は、職権を故意に行使しなかつたものと云はねばなりませぬ。加ふるに既述の通り、趣意書記載の証拠、及証拠調申請書挙証の半数は、第一審の弁論終結前に取調請求の出来なかつた証拠であり、其の事由は、明らかに疎明してあるのであります。法第三百九十三条但し書の「事由の疎明」とは原因たる理由の説明と解義であつて其の解義は「作意の違反及虚偽の事実」では無いことの証明であつて、其の事実が過失であると、不可抗力に因由するものであるとを問ふ処のものでは無いこと明らかであります。又、事実誤認の証明に欠くことの出来ない証拠であることは、其の証拠が犯罪の不成立及起訴状の公訴事実が全然真実ではないことを立証する、即ち裁判事由の完全なる反対事項を証せんとする証拠であつて、然も、既述の通り、再審の請求をすることが出来る証拠である事実を以てしても、客観的に、不可欠の証拠であること明白

であります。然るに不拘、控訴審が之を取調べられなかつたのは、右法第三百九十三条但し書の完全なる違反であります。

以上の事実は法第一条、法第三百九十二条、法第三百九十三条、法第三百十七条に違反の事実であつて、之等の規定は何れも憲法第三十七条第二項を根元とするものであり、是等を無視した事は、被告が前科ある者であると云ふ偏見と予断とから、当然取調ぶべきを取調べずに、証拠なき事実を認定し、証拠ある事実を無視したのであつて、憲法が国会に与へた基本的人権、即ち、法律に定むる手続を執らないで刑罰を課せんとしたもので、同法第三十一条の違反の最も顕著なる実例であります。故に被告が特別抗告に対し再度に及むで申述を提出する重大な理由であります。

(四) 上記各項の理由及手続に従つたものでありますから、当該特別抗告が、手続上の違反に依つて棄却されることはないと信ずるのであります。自然、最高裁判所に於て何分の御決定を原裁判所に御通知ある筈と信じます。

抗告の理由があるときは、原決定は取消され、必要ある場合には、更に裁判を為さねばならぬと法第四百二十六条は規定して居るのであります。之は、旧決定を取消して新にする処新決定の裁判をのみ意味するのではないと考へるのであります。即ち、抗告裁判の権能は裁判の執行を停止することが出来、又、上告審の裁判の判決と雖も法第四百十五条の訂正の判決が行はれるのであつて、必要があれば裁判は判決と雖も更改されねばならぬ。之は本法に於ても法定の事実であります。何となれば、斯る場合があることを予想すればこそ法第四百二十条は、其の前段に於て「裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては」と云ふ規定を制定して居るのであります。此の条の後段の方には、抗告の不能を規定して居るのであるから、判決後の決定ならば、当然、抗告の可能を前段に於て規定して居ること、論理上当然であります。即ち、判決後に於ける管轄又は訴訟手続に関する決定に対しては抗告することが出来ることを明らかに制定して居るのであります。不能の事実を法が制定することはありませぬ。従つて此の四百二十条の判決後の抗告が出来て、其の抗

告が抗告裁判所に於て「是なり」との決定があれば裁判所法第四条に依つても上級審の判断は下級審を拘束するのであり、且、法第四百二十六条の二項に依り、必要あるときは更に裁判をせねばならぬのであるから、当然決定をやり直し、従つて、不当の決定に基ゐた訴訟手続により行なはれた判決であるから、無効であり、改めて判決が行なはれなくてはならぬ筈であります。憲法第九十八条の一項は「此の憲法は国の最高法規であつて、其の条規に反する法律、命令、詔勅及国務に関する其の他の行為の全部又は一は其の効力を有しない」と規定して居るのであつて、判決は法律に依つて定められたものであり、違憲の判決は、即ち其の効力を有しないのみならず、其の独立を認められたる裁判官と雖も、司法行為は、立法、行政両行為と共に国務行為であつて裁判官は国務に関する行為者であります。且、其の裁判官の行為は憲法及法律にのみ拘束されること憲法第七十六条第三項の定むる処でありますから当然判決は無効となること明らかであります。況んや同第九十九条に依り国務行為者たる凡ての公務員は憲法を尊重、擁護の義務があり、然も同第八十一条に依り、最高裁判所が憲法に「適合するか否や」の終審の権限ある裁判所でありますから、此の特別抗告事案の高等裁判所の決定が、非なりと抗告即ち最高裁判所で決定されましたならば、高等裁判所の判決は無効となること明らかであります。

被告の場合は既に七月二十五日に控訴審に於ける判決が宣告されて居て、目下上告中であります。法第四百二十一条の抗告の時期に関する但し書に於ける「決定を取消しても実益のないやうになつたとき」とは全く異ること、上述の如く憲法及此法律の定むる処でありますから、本被告は、貴最高裁判所に於て、本件に付何卒十分に御審査賜はり、原決定を御取消相成る裁判を蒙る様伏而嘆願する次第であります。

右申述致します。

以　上

最高裁判所裁判集（刑事第六八号）事件番号索引

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二四年(れ)一九八二	入場税法違反	二小	昭和二七年一〇月三日	二一
昭和二五年(れ)六三七	公文書偽造、業務上横領、横領、臨時物資需給調整法違反、銃砲等所持禁止令違反	二小	一〇月一七日	三六一
昭和二五年(あ)一一四五	物価統制令違反、食糧管理法違反	二小	一〇月一〇日	一九九
昭和二五年(あ)一八〇九	食糧管理法違反	二小	一〇月一〇日	二〇五
昭和二五年(あ)一八五九	業務上横領	二小	一〇月三日	三九
昭和二五年(あ)一八八七	詐欺	二小	一〇月三一日	八四五
昭和二五年(あ)二三五五	詐欺、同未遂	一小	一〇月一六日	三二七
昭和二五年(あ)二六四三	食糧管理法違反	三小	一〇月七日	五九
昭和二五年(あ)二八一〇	収賄	三小	一〇月七日	六三
昭和二五年(あ)二九七五	物価統制令違反、食糧管理法違反、臨時物資需給調整法違反	三小	一〇月一四日	二八九
昭和二五年(あ)三二二二	物価統制令違反	三小	一〇月二一日	四四七
昭和二五年(あ)三三九二	食糧管理法違反	三小	一〇月二八日	六七九
昭和二六年(あ)一六一	貿易等臨時措置令違反、関税法違反	二小	一〇月一〇日	二〇九

食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	一六二	三小	一〇月	二八日	六八三	
関税法違反、昭和二一年勅令第三一一号違反幇助	昭和二六年	(あ)	二四八	三小	一〇月	一四日	二九五	
食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	二八七	三小	一〇月	七日	六七	
臨時物資需給調整法違反、銃砲等所持禁止令違反	昭和二六年	(あ)	五六八	三小	一〇月	二八日	六八九	
強盗未遂、窃盗、昭和二一年勅令第三一一号違反、同幇助、関税法違反	昭和二六年	(あ)	五七七	三小	一〇月	二一日	四五三	
窃盗	昭和二六年	(あ)	六六五	二小	一〇月	一〇日	二二七	
酒税法違反	昭和二六年	(あ)	七三五	一小	一〇月	二三日	四七九	
食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	七三九	三小	一〇月	二一日	四五九	
収賄	昭和二六年	(あ)	七五三	三小	一〇月	一六日	三三五	
詐欺	昭和二六年	(あ)	八四六	三小	一〇月	二八日	六九三	
物価統制令違反、詐欺、業務上横領	昭和二六年	(あ)	八七八	三小	一〇月	二八日	七〇九	
賍物故買	昭和二六年	(あ)	九二〇	二小	一〇月	一〇日	二三三	
食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	一〇三八	一小	一〇月	九日	一二七	
窃盗、同未遂	昭和二六年	(あ)	一〇五八	三小	一〇月	一四日	三〇三	
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、脅迫、不法監禁	昭和二六年	(れ)	一二〇九	二小	一〇月	三日	二九	
窃盗	昭和二六年	(あ)	一二四八	三小	一〇月	七日	七七	

麻薬取締法違反	昭和二六年	(あ)	一二六二	三小	一〇月	七日	八一	
食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	一三六二	三小	一〇月	二八日	七一九	
私文書偽造、同行使、詐欺、業務上横領	昭和二六年	(あ)	一六四〇	一小	一〇月	一六日	三三九	
食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	一九〇六	三小	一〇月	二一日	四六九	
横領、金銀又は白金の取引等取締に関する件違反、臨時貴金属数量等報告令違反	昭和二六年	(れ)	一八九八	二小	一〇月	一〇日	一五三	
麻薬取締法違反	昭和二六年	(れ)	一九八〇	一小	一〇月	一〇日	一六七	
食糧管理法違反	昭和二六年	(あ)	一九九六	一小	一〇月	一六日	三四七	
経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反、物価統制令違反	昭和二六年	(あ)	二一六三	二小	一〇月	一〇日	一六七	
酒税法違反	昭和二六年	(あ)	二二一七	一小	一〇月	一六日	三四七	
傷害	昭和二六年	(あ)	二二一七	三小	一〇月	二八日	七二三	
恐喝	昭和二六年	(れ)	二二三一	一小	一〇月	二三日	四八三	
物価統制令違反、同幇助、贈賄、収賄	昭和二六年	(れ)	二四四六	二小	一〇月	三一日	七六三	
銃砲等所持禁止令違反	昭和二六年	(あ)	二三七八	一小	一〇月	二三日	四八九	
物価統制令違反、同幇助、贈賄	昭和二六年	(れ)	二四四六	二小	一〇月	三一日	七七五	
物価統制令違反、業務上横領、詐欺	昭和二六年	(れ)	二四七一	三小	一〇月	七日	四三	
窃盗	昭和二六年	(あ)	二五三一	一小	一〇月	三〇日	七三一	
昭和二一年勅令第三一一号違反、外国人登録令違反	昭和二六年	(あ)	二七一五	二小	一〇月	一〇日	二三五	
賍物運搬	昭和二六年	(あ)	二三九八	一小	一〇月	三〇日	七三七	

一	昭和二六年	(あ)三九七六	賍物故買	二小	一〇月二日	二三九
一	昭和二六年	(あ)四〇九七	貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反、関税法違反、船舶法違反	二小	一〇月一〇日	二五五
一	昭和二六年	(あ)四一六六	業務上横領、物価統制令違反	二小	一〇月一〇日	二五五
一	昭和二六年	(あ)四一七六	食糧緊急措置令違反	一小	一〇月二三日	四九七
一	昭和二六年	(あ)四二六五	地代家賃統制令違反	二小	一〇月二四日	六四七
一	昭和二六年	(あ)四二八六	賍物故買	二小	一〇月二四日	六五一
一	昭和二六年	(あ)四四二五	食糧管理法違反	一小	一〇月二三日	五〇九
一	昭和二六年	(あ)四四九三	窃盗	二小	一〇月二五日	六七五
一	昭和二六年	(あ)四五〇七	法人税法違反、営業税法違反、物品税法違反	二小	一〇月一〇日	二五九
一	昭和二六年	(あ)四五二八	窃盗	一小	一〇月二日	五
一	昭和二六年	(あ)四五六一	暴行	一小	一〇月二日	九
一	昭和二六年	(あ)四六六五	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	二小	一〇月一〇日	二七三
一	昭和二六年	(あ)四六八一	物価統制令違反	二小	一〇月一四日	六五五
一	昭和二六年	(あ)五〇六一	窃盗、昭和二四年政令第三八九号違反	二小	一〇月二四日	六六一
一	昭和二六年	(あ)五一五七	物価統制令違反	二小	一〇月三〇日	七四五
一	昭和二六年	(あ)五二六〇	昭和二二年政令第一六五号違反	一小	一〇月三〇日	六六五
			麻薬取締法違反	二小	一〇月二四日	六六五

二	昭和二七年	(し)	覚せい剤取締法違反被告事件に関し上訴権回復請求却下決定に対する特別抗告の申立	二小	一〇月三一日	八四九
二四	昭和二七年	(あ)	詐欺、公文書偽造、食糧管理法違反	二小	一〇月一七日	四一一
二六	昭和二七年	(れ)	物価統制令違反、肥料取締令違反	二小	一〇月二四日	五三七
二六	昭和二七年	(み)	関税法及貿易等臨時措置令違反、同幇助、昭和二一年勅令第三一一号違反被告事件についての判決訂正の申立	二小	一〇月一〇日	二八五
四三	昭和二七年	(し)	詐欺被告事件についてなした証拠調請求の却下決定に対する特別抗告の申立	二小	一〇月三一日	八五五
六〇	昭和二七年	(れ)	傷害致死	二小	一〇月一〇日	一八七
七四	昭和二七年	(し)	業務上横領被告事件についての異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	三小	一〇月一四日	三二三
七九	昭和二七年	(れ)	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、業務妨害、窃盗、建造物侵入	二小	一〇月三一日	八〇一
一〇四	昭和二七年	(れ)	公文書偽造、同行使、詐欺	三小	一〇月二一日	四三五
一一四	昭和二七年	(れ)	強盗予備、強盗傷人、銃砲等所持禁止令違反	二小	一〇月三一日	八一五
一二八	昭和二七年	(れ)	公文書変造、同行使、詐欺、物価統制令違反	二小	一〇月二四日	六四三
一三〇	昭和二七年	(れ)	詐欺、同幇助	一小	一〇月九日	一一五
一三三	昭和二七年	(れ)	窃盗	二小	一〇月一七日	四〇七
一四三	昭和二七年	(れ)	背任、業務上横領、無尽業法違反、公正証書原本不実記載行使	二小	一〇月三一日	八三七
一四七	昭和二七年	(れ)	窃盗	二小	一〇月一〇日	一九一

昭和二七年	(れ)	一五二	食糧管理法違反	二小	一〇月三一日	八四一			
昭和二七年	(あ)	二一八	食糧管理法違反	一小	一〇月三〇日	七五一			
昭和二七年	(あ)	三四四	賍物故買	一小	一〇月二日	一三			
昭和二七年	(あ)	三八六	酒税法違反	二小	一〇月一七日	四一七			
昭和二七年	(あ)	四〇四	臨時物資需給調整法違反	一小	一〇月三〇日	七五七			
昭和二七年	(あ)	五五二	傷害	一小	一〇月二三日	五二三			
昭和二七年	(あ)	八三四	賍物故買	二小	一〇月一七日	四二一			
昭和二七年	(あ)	九九二	窃盗	二小	一〇月二四日	六七一			
昭和二七年	(あ)	一四〇九	公文書偽造、同行使、詐欺	二小	一〇月一〇日	二七九			
昭和二七年	(あ)	一五三五	強盗殺人、同未遂、放火、住居侵入	三小	一〇月七日	八七			
昭和二七年	(あ)	一六九六	詐欺、放火	一小	一〇月九日	一三三			
昭和二七年	(あ)	一七〇〇	窃盗、昭和二四年政令第三八九号、昭和二五年政令第三四四号並びに火薬類取締法違反	一小	一〇月二日	一七			
昭和二七年	(あ)	一八〇九	窃盗	一小	一〇月九日	一三九			
昭和二七年	(あ)	二一九〇	窃盗	一小	一〇月一六日	三五一			
昭和二七年	(あ)	二三〇一	煙草専売法違反	一小	一〇月一六日	三五七			

昭和二七年	(あ)	二三六〇	詐欺	三小	一〇月一四日	三一一			
昭和二七年	(あ)	二五六七	詐欺	三小	一〇月七日	九九			
昭和二七年	(あ)	二八二〇	窃盗	一小	一〇月九日	一四三			
昭和二七年	(あ)	二九六五	窃盗、賍物寄蔵、同故買	一小	一〇月二三日	五二九			
昭和二七年	(あ)	三〇一三	窃盗	三小	一〇月七日	一一一			
昭和二七年	(あ)	三二一五	業務上横領	三小	一〇月一四日	三一七			
昭和二七年	(あ)	四五九八	外国人登録令違反	二小	一〇月一七日	四三一			

禁電子式複写